# 第 3 章　旅客運賃・料金

## 第 1 節　通則

（旅客運賃・料金の種類）

第65条　旅客運賃・料金（第12節に規定する特殊料金を除く。）の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　旅客運賃

イ　普通旅客運賃

ロ　定期旅客運賃
- 通勤定期旅客運賃
- 通学定期旅客運賃
- 特別車両定期旅客運賃

ハ　普通回数旅客運賃

ニ　団体旅客運賃

ホ　貸切旅客運賃

⑵　急行料金
- 特別急行料金
  - 指定席特急料金
  - 立席特急料金
  - 自由席特急料金
  - 特定特急料金
- 普通急行料金

⑶　特別車両料金
- 特別車両料金(A)
- 特別車両料金(B)

⑷　寝台料金
- Ａ寝台料金
- Ｂ寝台料金

⑸　コンパートメント料金

⑹　座席指定料金

（旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金のあわせ収受）

第 66 条　第 140 条に定める鉄道駅バリアフリー料金は、当該乗車にかかる旅客運賃（前条第１号ロに定める通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受することとし、鉄道駅バリアフリー料金のみでは取り扱わない。

（旅客運賃・料金計算上の経路等）

第 67 条　旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によつて計算する。

（旅客運賃・料金計算上の営業キロ等の計算方）

第68条　営業キロ又は擬制キロを使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、次の各号により営業キ

ロ又は擬制キロを通算して計算する。

⑴　営業キロ又は擬制キロは、同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。

⑵　当社と通過連絡運輸を行う鉄道・軌道・航路又は自動車線が中間に介在する場合、これを通じて連絡乗車券を発売するときは、前後の旅客会社の区間の営業キロ又は擬制キロを通算する。

2　前項の規定は、運賃計算キロを使用して幹線と地方交通線を連続して乗車するときの旅客運賃を計算する場合に準用する。

3　第１項の規定は、営業キロを使用して料金を計算する場合に準用する。

4　前各項の規定により、旅客運賃・料金を計算する場合で次の各号の１に該当するときは、当該各号に定めるところによつて計算する。

⑴　計算経路が環状線１周となる場合は、環状線１周となる駅の前後の区間の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する。

⑵　計算経路の一部若しくは全部が復乗となる場合は、折返しとなる駅の前後の区間の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する。

⑶　新下関・博多間の新幹線の一部又は全部と同区間の山陽本線及び鹿児島本線の一部又は全部とを相互に直接乗り継ぐ場合は、次により計算する。

イ　山陽本線中新下関・門司間及び鹿児島本線中門司・小倉間の一部又は全部（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）と山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）とを新下関又は小倉で相互に直接乗り継ぐ場合は、新下関又は小倉で営業キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する。

ロ　鹿児島本線中小倉・博多間の一部又は全部（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）と鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）とを小倉又は博多で相互に直接乗り継ぐ場合は、小倉又は博多で営業キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する。

（注）　東海道本線中金山・名古屋間と中央本線中金山・名古屋間とは同一の線路である。

（特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ）

第69条　第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾のかつこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ（第９号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ケ浜間相互発着の場合にあつては営業キロ）によつて計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。

⑴　大沼以遠（新函館北斗方面）の各駅と、森以遠（石倉方面）の各駅との相互間

（東森駅経由函館本線
○大沼公園駅経由函館本線）

⑵　日暮里以遠（鶯谷又は三河島方面）の各駅と、赤羽以遠（川口、北赤羽又は十条方面）の各駅との相互間

（尾久経由東北本線
○王子経由東北本線）

⑶　赤羽以遠（尾久、東十条又は十条方面）の各駅と、大宮以遠（土呂、宮原又は日進方面）の各駅との相互間

（戸田公園・与野本町経由東北本線
○川口・浦和経由東北本線）

⑷　品川以遠（東京、高輪ゲートウェイ又は大崎方面）の各駅と、鶴見以遠（新子安、国道又は羽沢横浜国大方面）の各駅との相互間

［西大井経由東海道本線
○大井町経由東海道本線］

⑸　東京以遠（品川、有楽町又は神田方面）の各駅と、蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅との相互間

［京　　葉　　線
○総武本線・外房線］

⑹　山科以遠（京都方面）の各駅と、近江塩津以遠（新疋田方面）の各駅との相互間

［東海道本線・北陸本線
○湖　　西　　線］

⑺　大阪以遠（塚本又は新大阪方面）の各駅と、天王寺以遠（東部市場前又は美章園方面）の各駅との相互間

［福島経由大阪環状線
○天満経由大阪環状線］

⑻　三原以遠（糸崎方面）の各駅と、海田市以遠（向洋方面）の各駅との相互間

［呉　　線
○山陽本線］

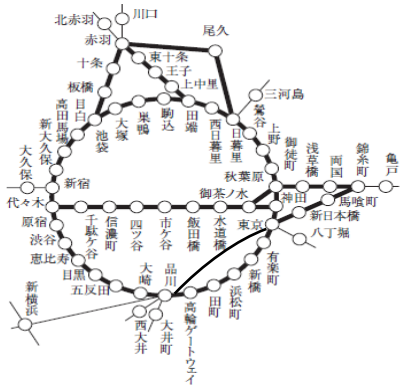
⑼　岩国以遠（和木方面）の各駅と、櫛ケ浜以遠（徳山方面）の各駅との相互間

［山陽本線
○岩　徳　線］

2　前項本文の規定は、同項第１号から第５号までに規定する区間に対する定期旅客運賃の計算及び経路の指定について準用する。

3　新岩国以遠（広島方面）の各駅と、徳山以遠（新南陽又は櫛ケ浜方面）の各駅との相互間（新幹線経由のものに限る。）における新岩国・徳山間の普通旅客運賃・料金は、第67条の規定にかかわらず、岩徳線岩国・櫛ケ浜間及び山陽本線櫛ケ浜・徳山間の経路の営業キロ（普通旅客運賃については、運賃計算キロ）によつて計算する。

第 70 条　　第 67 条の規定にかかわらず、旅客が次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い営業キロによつて計算する。この場合、太線区間内は、経路の指定を行わない。




（注）　東海道本線（新幹線）中東京・品川間は太線区間に含まない。

2　前条第１項第５号に掲げるいずれかの経路を経由し、かつ、前項に掲げる図の太線区間を通過して、蘇我以遠（鎌取又

は浜野方面）の各駅と、大久保以遠（東中野方面）、三河島以遠（南千住方面）、川口以遠（西川口方面）又は北赤羽以遠（浮間舟渡方面）の各駅との相互間を乗車する場合の普通旅客運賃・料金は、第67条及び前条第１項第５号の規定にかかわらず、外房線中蘇我・千葉間、総武本線中千葉・錦糸町間及び前項に掲げる図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。この場合、太線区間内は、経路の指定を行わない。

３　東海道本線（新幹線）中東京・品川間を経由し、かつ、第１項に掲げる図の太線区間を通過して、品川以遠（新横浜、大井町又は西大井方面）の各駅と大久保以遠（東中野方面）、北赤羽以遠（浮間舟渡方面）、川口以遠（西川口方面）、三河島以遠（南千住方面）又は亀戸以遠（平井方面）の各駅との相互間を乗車する場合の普通旅客運賃・料金は、東京・新宿間、東京・赤羽間、東京・日暮里間又は東京・錦糸町間の最も短い営業キロによって計算する。この場合、太線区間内は、経路の指定を行わない。

４　第１項の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）中東京・品川間を経由し、かつ、第１項に掲げる図の太線区間を通過して、京葉線中八丁堀・千葉みなと間の各駅と大久保以遠（東中野方面）、北赤羽以遠（浮間舟渡方面）、川口以遠（西川口方面）、三河島以遠（南千住方面）又は亀戸以遠（平井方面）の各駅との相互間を乗車する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の旅客の実際に乗車する経路の営業キロによって計算する。ただし、本項に基づき普通旅客運賃・料金を計算する場合であっても、前条第１項第２号及び次条第１項第１号の規定を適用する。

（注）　東京駅において普通旅客運賃の計算経路が環状線１周となる経路で乗車する場合は、第 26 条ただし書の規定により、東京駅の前後の区間に対してそれぞれ乗車券を発売する。

（特定列車に対する旅客運賃及び料金の計算経路の特例）

第70条の２　　次の各号に掲げる場合で、当該各号の末尾のかつこ内の上段の区間を乗車するときは、第67条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによつて急行料金及び特別車両料金を計算する。

⑴　赤羽以遠（川口方面）の各駅と池袋以遠（目白方面）の各駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき

（東北本線及び山手線
○赤羽線）

⑵　代々木以遠（新宿方面）の各駅と錦糸町以遠（亀戸方面）の各駅との相互間を、山手線、東海道本線及び総武本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき

（山手線、東海道本線中品川・東京間及び総武本線中東京・錦糸町間
○中央本線及び総武本線御茶ノ水・錦糸町間）

⑶　岡谷以遠（下諏訪方面）の各駅と塩尻以遠（洗馬又は広丘方面）の各駅との相互間を中央本線（辰野経由）　で直通運転する急行列車に乗車するとき

（中央本線（辰野経由）
○中央本線（みどり湖経由））

⑷　尼崎以遠（塚本方面）の各駅と和田山以遠（養父方面）の各駅との相互間を、山陽本線、播但線及び山陰本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき

（山陽本線、播但線及び山陰本線
○東海道本線、福知山線及び山陰本線）

⑸　赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅と品川駅との相互間及び、品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅と赤羽駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき

（東北本線及び山手線
○東北本線及び東海道本線）

２　前項各号に掲げる列車で当該各号の末尾のかつこ内の上段の区間を乗車する場合、その区間内において途中下車しない限り、第 67 条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによつて旅客運賃を計算することがある。このとき、乗車券の券面の経路は、旅客運賃の計算の経路を表示する。

（営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方）

第71条　営業キロを定めていない区間について旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。

⑴　駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は着の営業キロによる。ただし、別に定める場合は、その乗降場の内方にある駅発又は着の営業キロによる。

⑵　車内において乗車券類の発売その他の取扱いをする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。

２ 前項の規定は、幹線と地方交通線を連続して乗車するときの旅客運賃を計算する場合に準用する。

第72条　削除

（旅客の区分及びその旅客運賃・料金）

第73条　旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によつて、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大人　12才以上の者
小児　６才以上12才未満の者
幼児　１才以上６才未満の者
乳児　１才未満の者

２　前項の規定による幼児又は乳児であつても、次の各号の１に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

⑴　幼児が幼児だけで旅行するとき。

⑵　幼児が、乗車券を所持する６才以上の旅客（団体旅客を除く。）に２人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、２人を超えた者だけ小児とみなす。

⑶　幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

⑷　幼児又は乳児が、指定を行う座席又は寝台を幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき。

⑸　幼児又は乳児が、第140条の２の規定により当社が確保した座席を使用して旅行するとき。

３　前項第４号の場合の座席又は寝台の使用区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅の中間となる場合は、第71条第１項第２号の規定を準用する。

４　第２項の場合の外、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

５　特別車両料金、寝台料金及びコンパートメント料金は、旅客の年齢によつて区別しない。

（小児の旅客運賃・料金）

第74条　小児の普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金をそれぞれ折半し、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額（以下この方法を「は数整理」という。）とする。

2　前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第７項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。

3　第１項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第２項第１号及び同条第８項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。

4　第１項の規定にかかわらず、第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合の小児の運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、合算により計算することとし、その合算額を折半し、は数整理した額とする。

（割引の旅客運賃・料金）

第74条の２　割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。以下この条において同じ。）を差し引いて、は数整理した額とする。

2　前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第７項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

3　第１項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第７項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

4　第１項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第２項第１号及び第８項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

5　第１項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第２項第１号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

6　第１項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第２項第１号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は

数整理した額を合計した額とする。

7　第１項の規定にかかわらず、第 58 条第 11 項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じて１枚の特別車両券を発売する場合の割引の特別車両料金は、新幹線及び新幹線以外の線区の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

（臨時割引等）

第 74 条の３　第 22 条の２の規定による割引の個人旅行用乗車券類又は特殊割引の団体乗車券を発売する場合の旅客運賃及び料金の割引率並びに第 43 条第２項の規定による特殊取扱の団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃及び料金の割引率その他の取扱方は、別に定める。

（特別急行列車の個室を又は区画占有使用する場合の旅客運賃・料金）

第 74 条の４　新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第１号及び第２号）に定める額を収受する。

⑴　個室乗車区間に対する無割引の大人普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）

⑵　個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）

⑶　個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金

2　前項の規定は、第57条第１項第１号イのハ及び第58条第９項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。

3　前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号、36ぷらす３号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する１室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する６才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。

⑴　幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第２項第２号の規定を適用し、同条同項第４号の規定を適用しない。

⑵　乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第 73 条第２項第４号の規定を適用しない。

4　前項の場合であつて、北海道旅客鉄道会社線内又は四国旅客鉄道会社線内に運転する、特別急行列車の特別車両の個室を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出たときは、次の各号により取り扱うものとする。

⑴　北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の個室

イ　設備定員が５人の個室

当該旅客が４人のときに限つてこれを認めるものとする。

ロ　設備定員が６人の個室

当該旅客が５人のときに限つてこれを認めるものとする。

⑵　四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の設備定員が８人の個室

当該旅客が２人以上のときに限つてこれを認めるものとする。

⑶　前各号の規定により設備定員に満たない人員の旅客が個室を占有使用して乗車することを認める場合であつて、乗

車券を所持する６才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を含めることにより前各号に定める人員に達するときは、第 73 条第４項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃及び特別急行料金を収受する。

５　第１項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する新幹線の特別急行列車の設備定員が４人の個室（特別車両以外の個室に限る。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が３人のときに限つて認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。

６　第２項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車（TWILIGHT EXPRESS 瑞風号を除く。）の設備定員が３人又は人の個室（寝台個室を除く。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、設備定員が４人の個室にあつては当該旅客が３人のときに限つて、設備定員が３人の個室にあつては当該旅客が２人のときに限つて認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。

７　特別急行列車の４人用の区画を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が３人のときに限つて認めることとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。

８　第５項から前項までの規定により設備定員に満たない人員の旅客が個室又は区画を占有

使用することを認める場合であつて、乗車券を所持する６才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を実際乗車人員に含むときは、第 73 条第４項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。

（急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金）

第74条の５　第60条第２項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）を収受するほか、寝台個室乗車区間に対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受する。この場合、乗車券を所持する６才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。

⑴　幼児の旅客運賃については、第73条第２項第２号の規定を適用し、同条同項第４号の規定を適用しない。

⑵　乳児の旅客運賃については、第 73 条第２項第４号の規定を適用しない。

（補助寝台を使用する場合の急行料金）

第 74 条の６　補助寝台は、寝台個室の設備定員分の寝台と同時使用を条件として、１室１葉で発売することとし、補助寝台を使用する場合の急行料金については、前条の規定にかかわらず、第 73 条に規定する旅客の年齢区分により収受する。ただし、２人用の寝台個室を３名で使用する場合は、３名分のうち２名分は旅客の年齢区分にかかわらず、大人の急行料金とする。

（コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金）

第74条の７　特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分については、個室乗車区間に対する無割引のコンパートメント料金を収受する。

（旅客運賃・料金の概算収受）

第75条　車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。

２　前項の規定によつて収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によつて精算する。

（旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止）

第76条　旅客は、旅客運賃・料金について２以上の割引条件に該当する場合であつても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。

## 第２節　普通旅客運賃

（幹線内相互発着の大人普通旅客運賃）

第77条　幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号により計算した額を合計した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

⑴　発着区間の営業キロを次の営業キロに従つて区分し、これに各その営業キロに対する賃率を乗じた額を合計する。この場合、発着区間の営業キロが100キロメートル以下のときは、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額とし、100キロメートルを超えるときは、50円未満のは数を切り捨てて、又は50円以上のは数を切り上げてそれぞれ100円単位とした額とする。

| | | |
|---|---|---|
| 300 キロメートル以下の営業キロ（第１地帯） | １キロメートルにつき | 16 円 20 銭 |
| 300 キロメートルを超え、600 キロメートル以下の営業キロ（第２地帯） | １キロメートルにつき | 12 円 85 銭 |
| 600 キロメートルを超える営業キロ（第３地帯） | １キロメートルにつき | ７円 05 銭 |

⑵　前号の規定により計算した額に 100 分の 10 を乗じ 10 円未満のは数を円位において四捨五入して 10 円単位とした額

２　前項の規定によるほか、幹線内相互発着の大人普通旅客運賃は、次の各号に定める営業キロのものを適用する。

⑴　11キロメートルから50キロメートルまで

11キロメートルから５キロメートルごとに区分し、11キロメートルから15キロメートルまでは13キロメートルとし、16キロメートル以上は、これに１区分を増すごとに５キロメートルを加えた営業キロとする。

⑵　51キロメートルから100キロメートルまで

51 キロメートルから 10 キロメートルごとに区分し、51 キロメートルから 60 キロメートルまでは 55 キロメートルとし、61 キロメートル以上は、これに１区分を増すごとに 10 キロメートルを加えた営業キロとする。

⑶　101キロメートルから600キロメートルまで

101キロメートルから20キロメートルごとに区分し、101キロメートルから120キロメートルまでは110キロメートルとし、121キロメートル以上は、これに１区分を増すごとに20キロメートルを加えた営業キロとする。

⑷　601キロメートル以上

601 キロメートルから 40 キロメートルごとに区分し、601 キロメートルから 640 キロメートルまでは 620 キロメートルとし、641 キロメートル以上は、これに１区分を増すごとに 40 キロメートルを加えた営業キロとする。

（北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃）

第77条の２　北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

| 営業キロの区間 | 大人普通旅客運賃 |
|---|---|
| 15キロメートルまで | 360円 |
| 15キロメートルを超え、25キロメートルまで | ５キロメートルまでを増すごとに110円加算 |
| 25キロメートルを超え、30キロメートルまで | 680円 |
| 30キロメートルを超え、35キロメートルまで | 800円 |

| | | |
|---|---|---|
| 35キロメートルを超え、45キロメートルまで | ５キロメートルまでを増すごとに120円加算 | |
| 45キロメートルを超え、50キロメートルまで | | 1,210円 |
| 50キロメートルを超え、60キロメートルまで | | 1,380円 |
| 60キロメートルを超え、70キロメートルまで | | 1,590円 |
| 70キロメートルを超え、80キロメートルまで | | 1,800円 |
| 80キロメートルを超え、90キロメートルまで | | 2,020円 |
| 90キロメートルを超え、100キロメートルまで | | 2,240円 |

⑵　営業キロが100 キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第１ 項並びに同条第２項第３号及び第４号の規定を適用して計算した額とする。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 200キロメートル以下の営業キロ | （第１地帯） | １キロメートルにつき | 21円16銭 |
| 200キロメートルを超え、300キロメートル以下の営業キロ | （第２地帯） | １キロメートルにつき | 16円36銭 |
| 300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ | （第３地帯） | １キロメートルにつき | 12円83銭 |
| 600キロメートルを超える営業キロ | （第４地帯） | １キロメートルにつき | ７円05銭 |

２　前項の規定にかかわらず、別表第２号イに定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

（東日本旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃）

第77条の３　東日本旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号により計算した額を合計した額とする。

⑴　発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、これに各その営業キロに対する賃率を乗じた額を合計した額。この場合、発着区間の営業キロが 100 キロメートル以下のときは、10 円未満のは数を 10 円単位に切り上げた額とし、100 キロメートルを超えるときは、50 円未満のは数を切り捨てて、又は 50 円以上のは数を切り上げてそれぞれ 100 円単位とした額とする。

| | | |
|---|---|---|
| 300キロメートル以下の営業キロ | （第１地帯） | １キロメートルにつき 16円96銭 |
| 300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ | （第２地帯） | １キロメートルにつき 13円45銭 |
| 600キロメートルを超える営業キロ | （第３地帯） | １キロメートルにつき ７円05銭 |

⑵　前号の規定により計算した額に 100 分の 10 を乗じ 10 円未満のは数を円位において切り上げて 10 円単位とした額

２　前項の規定によるほか、幹線内相互発着の大人普通旅客運賃は、第 77 条第２項の規定による営業キロのものを適用する。

３　第１項の規定にかかわらず、別表第２号イの２に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

（四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃）

第77条の４　四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

| 営業キロの区間 | 大人普通旅客運賃 |
|---|---|
| 15キロメートルまで | 330円 |
| 15キロメートルを超え、30キロメートルまで | ５キロメートルまでを増すごとに100円加算 |
| 30キロメートルを超え、35キロメートルまで | 740円 |
| 35キロメートルを超え、40キロメートルまで | 850円 |
| 40キロメートルを超え、45キロメートルまで | 980円 |
| 45キロメートルを超え、50キロメートルまで | 1,080円 |
| 50キロメートルを超え、60キロメートルまで | 1,240円 |
| 60キロメートルを超え、70キロメートルまで | 1,430円 |
| 70キロメートルを超え、80キロメートルまで | 1,640円 |
| 80キロメートルを超え、90キロメートルまで | 1,830円 |
| 90キロメートルを超え、100キロメートルまで | 2,010円 |

⑵　営業キロが100 キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第１項並びに同条第２項第３号及び第４号の規定を適用して計算した額とする。

| | | |
|---|---|---|
| 200キロメートル以下の営業キロ | （第１地帯） | １キロメートルにつき 19円20銭 |
| 200キロメートルを超え、300キロメートル以下の営業キロ | （第２地帯） | １キロメートルにつき 16円20銭 |
| 300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ | （第３地帯） | １キロメートルにつき 12円85銭 |
| 600 キロメートルを超える営業キロ | （第４地帯） | １キロメートルにつき ７円 05 銭 |

（九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃）

第77条の５　九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

| 営業キロの区間 | 大人普通旅客運賃 |
|---|---|
| 15キロメートルまで | 340円 |
| 15キロメートルを超え、25キロメートルまで | ５キロメートルまでを増すごとに110円加算 |
| 25キロメートルを超え、35キロメートルまで | ５キロメートルまでを増すごとに100円加算 |
| 35キロメートルを超え、40キロメートルまで | 870円 |
| 40キロメートルを超え、45キロメートルまで | 990円 |
| 45キロメートルを超え、50キロメートルまで | 1,090円 |
| 50キロメートルを超え、70キロメートルまで | 10キロメートルまでを増すごとに210円加算 |
| 70キロメートルを超え、80キロメートルまで | 1,730円 |
| 80キロメートルを超え、100キロメートルまで | 10キロメートルまでを増すごとに200円増加 |

⑵　営業キロが100キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従つて区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第１項並びに同条第２項第３号及び第４号の規定を適用して計算した額とする。

300キロメートル以下の営業キロ　　（第１地帯）　１キロメートルにつき 19円75銭

300 キロメートルを超え、

600 キロメートル以下の営業キロ　　（第２地帯）　１キロメートルにつき 12 円 85 銭

600キロメートルを超える営業キロ　　（第３地帯）　１キロメートルにつき　７円05銭

２　前項第２号の規定にかかわらず、別表第２号イの３に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

（地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃）

第77条の６　　地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従つて区分し、これに各その営業キロに対する賃率により、第77条第１項の規定を適用して計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

273キロメートル以下の営業キロ　　（第１地帯）　１キロメートルにつき 17円80銭

273キロメートルを超え、546キロ

メートル以下の営業キロ　　（第２地帯）　１キロメートルにつき 14円10銭

546キロメートルを超える営業キロ　　（第３地帯）　１キロメートルにつき　７円70銭

２　前項の規定によるほか、地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、別表第２号イの４に定める営業キロの区間別に各その中央の営業キロのものを適用する。

３　第１項本文の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃のうち、次に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

| 営業キロの区間 | 大人普通旅客運賃 |
|---|---|
| 11kmから　15kmまで | 240円 |
| 16kmから　20kmまで | 330円 |
| 21kmから　23kmまで | 420円 |
| 24kmから　28kmまで | 510円 |
| 33kmから　37kmまで | 680円 |
| 42kmから　46kmまで | 860円 |
| 47kmから　55kmまで | 990円 |
| 56kmから　64kmまで | 1,170円 |
| 65kmから　73kmまで | 1,340円 |
| 74kmから　82kmまで | 1,520円 |
| 83kmから　91kmまで | 1,690円 |
| 101kmから110kmまで | 1,980円 |
| 292kmから310kmまで | 5,720円 |

（北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃）

第77条の７　北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　営業キロが11 キロメートルから100 キロメートルまでの場合

| 営業キロの区間 | 大人普通旅客運賃 |
|---|---|
| 15キロメートルまで | 360円 |
| 15キロメートルを超え、20キロメートルまで | 470円 |
| 20 キロメートルを超え、23 キロメートルまで | 580 円 |
| 23キロメートルを超え、28キロメートルまで | 680円 |
| 28キロメートルを超え、32キロメートルまで | 800円 |
| 32キロメートルを超え、37キロメートルまで | 920円 |
| 37キロメートルを超え、41キロメートルまで | 1,040円 |
| 41キロメートルを超え、46キロメートルまで | 1,210円 |
| 46キロメートルを超え、55キロメートルまで | 1,380円 |
| 55キロメートルを超え、64キロメートルまで | 1,590円 |
| 64キロメートルを超え、73キロメートルまで | 1,800円 |
| 73キロメートルを超え、82キロメートルまで | 2,020円 |
| 82キロメートルを超え、91キロメートルまで | 2,240円 |
| 91キロメートルを超え、100キロメートルまで | 2,480円 |

⑵　営業キロが100 キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従つて区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第１ 項及び同条第２項の規定を適用して計算した額とする。

182キロメートル以下の営業キロ　（第１地帯）　１キロメートルにつき 23円11銭

182キロメートルを超え、273キロメートル以下の営業キロ　（第２地帯）　１キロメートルにつき 18円35銭

273キロメートルを超え、546キロメートル以下の営業キロ　（第３地帯）　１キロメートルにつき 14円02銭

546キロメートルを超える営業キロ　（第４地帯）　１キロメートルにつき ７円72銭

２　前項の規定にかかわらず、別表第２号イの５に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

第77条の８　東日本旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条の３第１項及び第77条の６第２項の規定を適用して計算した額とする。

| | | |
|---|---|---|
| 273キロメートル以下の営業キロ | （第１地帯） | １キロメートルにつき18円66銭 |
| 273キロメートルを超え、546キロメートル以下の営業キロ | （第２地帯） | １キロメートルにつき14円80銭 |
| 546キロメートルを超える営業キロ | （第３地帯） | １キロメートルにつき7円70銭 |

２　前項の規定にかかわらず、別表第２号イの６に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

（四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃）

第77条の９　四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第77条の４に規定した額を適用する。

（九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃）

第 77 条の 10　九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第 77 条の５に規定した額を適用する。

２　前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

| 擬制キロの区間又は擬制キロ及び業キロの区間 | 大人普通旅客運賃 |
|---|---|
| 擬制キロ11km | 320円 |
| 擬制キロ16km | 360円 |
| 擬制キロが17kmで営業キロが15km | 360円 |
| 擬制キロ21km | 470円 |
| 擬制キロ22km | 470円 |
| 擬制キロが26kmで営業キロが23km | 580円 |
| 擬制キロが31kmで営業キロが28km | 700円 |
| 擬制キロが36kmで営業キロが32km | 840円 |
| 擬制キロが41kmで営業キロが37km | 940円 |
| 擬制キロが46kmで営業キロが41km | 1,070円 |
| 擬制キロが51kmで営業キロが46km | 1,170円 |
| 擬制キロが61kmで営業キロが55km | 1,380円 |
| 擬制キロが71kmで営業キロが64km | 1,610円 |
| 擬制キロが81kmで営業キロが73km | 1,730円 |
| 擬制キロが91kmで営業キロが82km | 1,950円 |
| 擬制キロが101kmで営業キロが91km | 2,130円 |
| 擬制キロ121km | 2,670円 |

| | |
|---|---|
| 擬制キロが141kmで営業キロが128km | 3,150円 |
| 擬制キロが161kmで営業キロが146km | 3,580円 |
| 擬制キロが181kmで営業キロが164km | 4,120円 |

（電車特定区間内の大人普通旅客運賃）

第78条　次項に規定する電車特定区間内相互発着の場合の大人普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、次に定める賃率によって、同条の規定を適用して計算した額とする。

| | | |
|---|---|---|
| 300キロメートル以下の営業キロ | （第１地帯） | １キロメートルにつき15円50銭 |
| 300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ | （第２地帯） | １キロメートルにつき12円30銭 |

２　電車特定区間の範囲は、次のとおりとする。

東海道本線中野洲・神戸間、湖西線中山科・堅田間、おおさか東線、大阪環状線、桜島線、ＪＲ東西線、福知山線中尼崎・新三田間、山陽本線中神戸・網干間、山陰本線中京都・亀岡間、関西本線中奈良・ＪＲ難波間、奈良線中城陽・京都間、片町線中松井山手・京橋間、阪和線及び関西空港線

（東京附近等の特定区間等における大人普通旅客運賃の特定）

第79条　第77条、第77条の３及び前条の規定にかかわらず、別表第２号イの７に掲げる東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人普通旅客運賃は、同表に定めるところにより特定の額を適用する。

２　第77条及び第81条の規定にかかわらず、第140条第１項第２号の規定により鉄道駅バリアフリー料金を収受する区間（以下「第140条第１項第２号規定区間」という。）内の駅相互間の普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第140条第１項第２号規定区間外の駅までの普通旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第140条第１項第２号規定区間外の駅までの普通旅客運賃のうち、最も低廉な額をもって、当該区間の普通旅客運賃とする。

第79条の２　第77条の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）東京・品川間の大人普通旅客運賃は、170円とする。

（新幹線の並行区間等における大人普通旅客運賃の特定）

第80条　次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅のいずれもが第78条第２項に規定する電車特定区間内の駅若しくは新神戸駅であるときの大人普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、第78条第１項の規定により計算した額又は第84条第２号に規定する額とする。ただし、当該区間が、第79条に規定する特定額を適用する区間であるときは、その特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。

⑴　京　都・新大阪間
⑵　京　都・新神戸間
⑶　京　都・西明石間
⑷　京　都・姫　路間
⑸　新大阪・新神戸間
⑹　新大阪・西明石間

⑺　新大阪・姫　路間
⑻　新神戸・西明石間
⑼　新神戸・姫　路間
⑽　西明石・姫　路間

２　前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人普通旅客運賃については、第79条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ | 千 里 丘・新神戸間 | 千 里 丘・神　戸間 |
| ⑵ | 岸　　辺・新神戸間 | 岸　　辺・神　戸間 |
| ⑶ | 吹　　田・新神戸間 | 吹　　田・神　戸間 |
| ⑷ | 茨　　木・新神戸間 | 茨　　木・神　戸間 |
| ⑸ | ＪＲ総持寺・新神戸間 | ＪＲ総持寺・神　戸間 |
| ⑹ | 摂津富田・新神戸間 | 摂津富田・神　戸間 |
| ⑺ | 高　　槻・新神戸間 | 高　　槻・神　戸間 |
| ⑻ | 山　　崎・新神戸間 | 山　　崎・神　戸間 |
| ⑼ | 長 岡 京・新神戸間 | 長 岡 京・神　戸間 |
| ⑽ | 向 日 町・新神戸間 | 向 日 町・神　戸間 |
| ⑾ | 桂　　川・新神戸間 | 桂　　川・神　戸間 |
| ⑿ | 西 大 路・新神戸間 | 西 大 路・神　戸間 |

（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃）

第 81 条　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第 77 条の規定を準用して計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

（北海道旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃）

第81条の２　北海道旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第77条の２の規定を準用して計算した額とする。

（東日本旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃）

第81条の３　東日本旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第77条の３の規定を準用して計算した額とする。

（四国旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃）

第81条の４　四国旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロにより、第77条の４に規定した額を適用する。

（九州旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃）

第81条の５　九州旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計

算キロにより、第77条の５に規定した額を適用する。

第82条　削除

第83条　削除

（営業キロが 10 キロメートルまでの普通旅客運賃）

第 84 条　営業キロが 10 キロメートルまでの普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。

⑴　幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）⑴　幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）

イ　営業キロが３キロメートル以下の場合

大人　　150円

小児　　70円

ロ　営業キロが４キロメートルから６キロメートルまでの場合

大人　　190円

小児　　90円

ハ　営業キロが７キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人　　200円

小児　　100円

⑵　電車特定区間内相互発着の場合

イ　営業キロが３キロメートル以下の場合

大人　　140 円

ロ　営業キロが４キロメートルから６キロメートルまでの場合

大人　　170 円

ハ　営業キロが７キロメートルから 10 キロメートルまでの場合

大人　　190 円

⑶　地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

イ　営業キロが３キロメートル以下の場合

大人　　150円

小児　　70円

ロ　営業キロが４キロメートルから６キロメートルまでの場合

大人　　190円

小児　　90円

ハ　営業キロが７キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人　　210円

小児　　100円

（注） 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが 10 キロメートルまでの普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。

（北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが 10 キロメートルまでの普通旅客運賃）

第 84 条の２　北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが 10 キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴ 幹線内相互発着の場合

イ　営業キロが３キロメートル以下の場合

大人　　210円

小児　　100円

ロ　営業キロが４キロメートルから６キロメートルまでの場合

大人　　270円

小児　　130円

ハ　営業キロが７キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人　　310円

小児　　150円

⑵ 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

イ　営業キロが３キロメートル以下の場合

大人　　210円

小児　　100円

ロ　営業キロが４キロメートルから６キロメートルまでの場合

大人　　270円

小児　　130円

ハ　営業キロが７キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人　　320 円

小児　　160円

（注） 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが 10 キロメートルまでの普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。

（東日本旅客鉄道会社線内の営業キロが 10 キロメートルまでの普通旅客運賃）

第 84 条の３　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが 10 キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴ 幹線内相互発着の場合

イ　営業キロが３キロメートル以下の場合

大人　　160 円

小児　　80 円

ロ　営業キロが４キロメートルから６キロメートルまでの場合

大人　　200 円

小児　　100 円

ハ　営業キロが７キロメートルから 10 キロメートルまでの場合

大人　　210 円

小児　　100 円

⑵　地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

イ　営業キロが３キロメートル以下の場合

大人　　160 円

小児　　80 円

ロ　営業キロが４キロメートルから６キロメートルまでの場合

大人　　200 円

小児　　100 円

ハ　営業キロが７キロメートルから 10 キロメートルまでの場合

大人　　220 円

小児　　110 円

（注）　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが 10 キロメートルまでの普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで営業キロを適用して得た額とする。

（四国旅客鉄道会社線内の営業キロが 10 キロメートルまでの普通旅客運賃）

第84条の４　四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　幹線内相互発着の場合

イ　営業キロが３キロメートル以下の場合

大人　　190円

小児　　90円

ロ　営業キロが４キロメートルから６キロメートルまでの場合

大人　　240円

小児　　120円

ハ　営業キロが７キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人　　280円

小児　　140円

⑵　地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。

（九州旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃）

第84条の５　九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　幹線内相互発着の場合

イ　営業キロが３キロメートル以下の場合

大人　　200円

小児　　100円

ロ　営業キロが４キロメートルから６キロメートルまでの場合

大人　　240円

小児　　120円

ハ　営業キロが７キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人　　270円

小児　　130円

⑵　地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。

イ　擬制キロ又は運賃計算キロが４キロメートルで営業キロが３キロメートルの場合

大人　　210円

小児　　100円

ロ　擬制キロが 11 キロメートルの場合及び運賃計算キロが 11 キロメートルで営業キロが 10 キロメートルの場合

大人　　320円

小児　　160円

（他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃）

第85条　次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の６若しくは第81条の規定により計算した額又は第84条に規定する額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「普通旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。

⑴　北海道旅客鉄道会社線

北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ　幹線相互を乗車する場合

第77条の２の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ　地方交通線相互を乗車する場合

第77条の７の規定により計算した額から第77条の６の規定により計算した額を差し引いた額

ハ　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の２の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

⑵　東日本旅客鉄道会社線

東日本旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額。

イ　幹線相互を乗車する場合

(ｲ)　(ﾛ)以外の場合

第77条の３の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　営業キロが10キロメートルまでの場合

第84条の３第１号に規定する額から第84条第１号に規定する額を差し引いた額

ロ　地方交通線相互を乗車する場合

(ｲ)　(ﾛ)以外の場合

第77条の８の規定により計算した額から第77条の６の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　営業キロが10キロメートルまでの場合

第84条の３第２号に規定する額から第84条第３号に規定する額を差し引いた額

ハ　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

(ｲ)　(ﾛ)以外の場合

第 81 条の３の規定により計算した額から第 81 条の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　営業キロが 10 キロメートルまでの場合

前ロの(ﾛ)の規定により計算した額

⑶　四国旅客鉄道会社線

四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ　幹線相互を乗車する場合

第77条の４の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の４の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

⑷　九州旅客鉄道会社線

九州旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ　幹線相互を乗車する場合

第77条の５の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の５の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

ハ　営業キロが10キロメートルまでの場合（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロが10キロメートルまでの場合に限る。）

第84条の５第１号に規定する額から第84条第１号に規定する額を差し引いた額

ただし、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は、第84条の５第２号前段に規定する額から運賃計算キロにより第84条第１号に規定する額を差し引いた額とする。

２　前項各号に定める旅客鉄道会社線ごとの普通旅客運賃の加算額を計算する場合で、同一の当該旅客鉄道会社線の区間の中間に他の旅客鉄道会社線の区間又は当社と通過連絡運輸を行う鉄道・軌道・航路若しくは自動車線の区間が介在する場合の普通旅客運賃の加算額は、当該旅客鉄道会社線ごとにその前後の区間を通算した営業キロ又は運賃計算キロにより計算した額とする。

（加算普通旅客運賃の適用区間及び額）

第85条の２　大人加算普通旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　南千歳・新千歳空港間　20円

⑵　日根野・りんくうタウン間　160円

⑶　日根野・関西空港間　220円

⑷　りんくうタウン・関西空港間　170円

⑸　児島・宇多津間　110円

⑹　田吉・宮崎空港間　130円

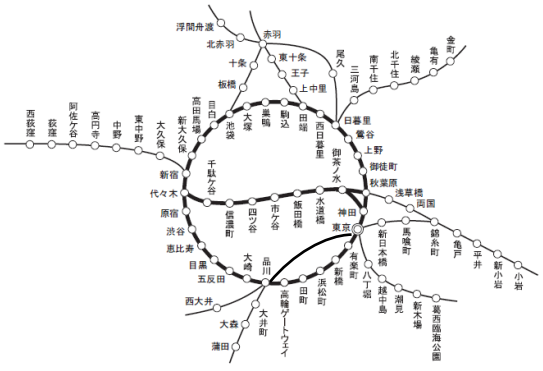
（加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人普通旅客運賃）

第85条の３　加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の２、第77条の４、第78条、第80条、第81条、第81条の２、第81条の４、第81条の５、第84条、第84条の２、第84条の５及び第85条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。ただし、第85条の２第３号に掲げる区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合は、同条第２号及び第４号の加算普通旅客運賃は適用しない。

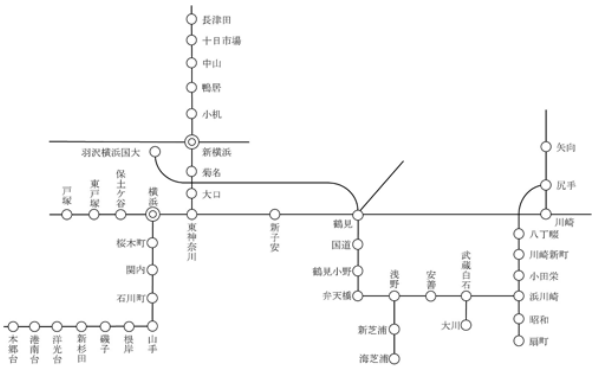
（特定都区市内にある駅に関連する普通旅客運賃の計算方）

第86条　次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から営業キロが200キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。この場合、第２号にあっては、新横浜駅から東海道本線（新幹線）に乗車し、又は新横浜駅まで東海道本線（新幹線）に乗車するときは中心駅を新横浜駅とし、それ以外のときは中心駅を横浜駅として普通旅客運賃を計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

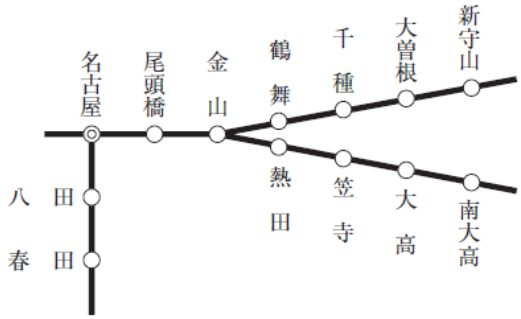
⑴　東京都区内



(2)　横浜市内



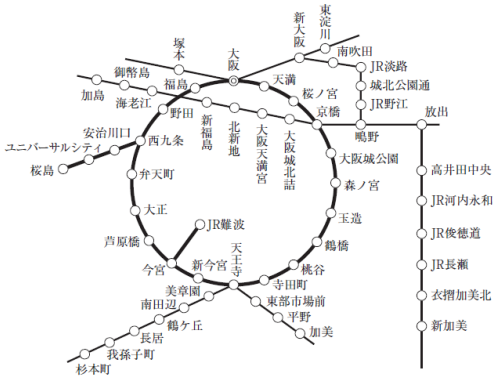

(3)　名古屋市内



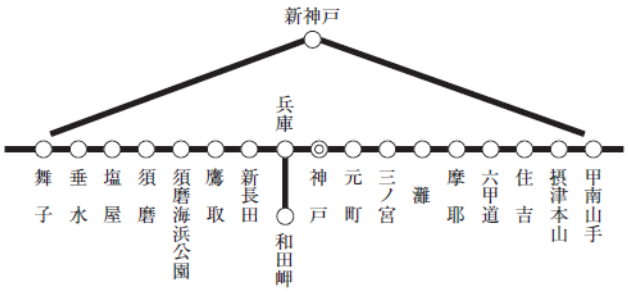

(4)　京都市内



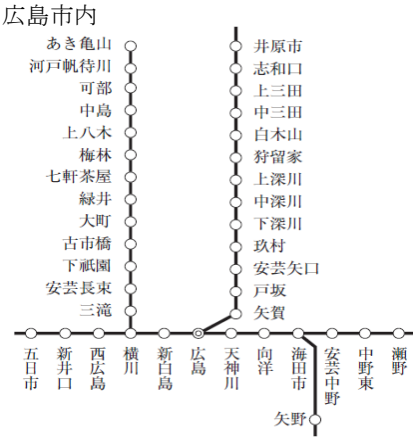

(5)　大阪市内




(6)　神戸市内




(7)　広島市内



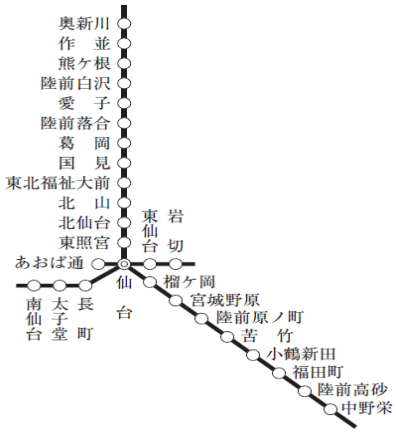
(8)　北九州市内



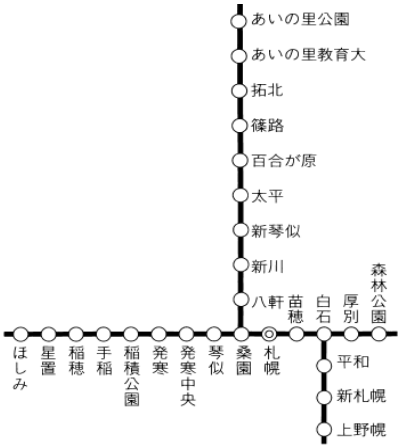

(9)　福岡市内




(10)　仙台市内




(11)　札幌市内




2　前項第１号の場合であって、普通旅客運賃の計算経路に東京・品川間を含むときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線として計算する。ただし、普通旅客運賃の計算経路に東海道本線（新幹線）中品川・新横浜間を含む場合であって、品川駅を出口の駅として東京都区内の外に出るとき又は品川駅を入口の駅として東京都区内へ入るときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線（新幹線）として計算する。

（東京山手線内にある駅に関連する普通旅客運賃の計算方）

第 87 条　前条第１項第１号に掲げる図中の太線区間（以下「東京山手線内」という。）にある駅と、中心駅から営業キロが 100 キロメートルを超え 200 キロメートル以下の区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、東京山手線内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内の外を経て、再び東京山手線内を通過するとき、又は東京山手線内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内を通過して、東京山手線内の外を経るときを除く。

2　前項の場合であって、普通旅客運賃の計算経路に東京・品川間を含むときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線として計算する。ただし、普通旅客運賃の計算経路に東海道本線（新幹線）中品川・新横浜間を含む場合であって、品川駅を出口の駅として東京山手線内の外に出るとき又は品川駅を入口の駅として東京山手線内へ入るときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線（新幹線）として計算する。

（新大阪駅又は大阪駅発又は着となる普通旅客運賃の計算方）

第88条　新大阪駅又は大阪駅と姫路駅以遠（手柄山平和公園、京口又は播磨高岡方面）の各駅との相互間の普通旅客運賃は、姫路駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。

（北新地駅発又は着となる普通旅客運賃の計算方）

第 89 条　北新地駅と尼崎以遠（立花又は塚口方面）の各駅との相互間の普通旅客運賃は、加島駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロ（いずれも塚本駅を経由するものとする。）によって計算する。ただし、第 86 条の規定により普通旅客運賃を計算する場合を除く。

第 90 条　削除

第 91 条　削除

（学生割引）

第 92 条　第 28 条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、大人普通旅客運賃の２割を割引する。

（被救護者割引）

第 93 条　第 30 条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の５割を割引する。

第 94 条　削除

## 第３節　定期旅客運賃

（大人定期旅客運賃）

第95条　大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、第１号及び第２号にあっては、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合、第３号にあっては、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、西日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

⑴　大人通勤定期旅客運賃

イ　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ロに定める額

ロ　地方交通線内相互発着となる場合

別表第２号ハに定める額

⑵　大人通学定期旅客運賃

イ　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ニに定める額

ロ　地方交通線内相互発着となる場合

別表第２号ホに定める額

⑶　大人特別車両定期旅客運賃

別表第２号へに定める額

（北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃）

第 95 条の２　北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　大人通勤定期旅客運賃

イ　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ロの２に定める額

ロ　地方交通線内相互発着となる場合

別表第２号ハの２に定める額。

⑵　大人通学定期旅客運賃

イ　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ニの２に定める額

ロ　地方交通線内相互発着となる場合

別表第２号ホの２に定める額。

（東日本旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃）

第95条の３　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　大人通勤定期旅客運賃

イ　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ロの３に定める額

ロ　地方交通線内相互発着となる場合

別表第２号ハの３に定める額

⑵　大人通学定期旅客運賃

第95条第２号に定める額

⑶　大人特別車両定期旅客運賃

別表第２号へに定める額に、第99条の２第１項第２号イの規定により計算した額を加算した額

（四国旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃）

第95条の４　四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　大人通勤定期旅客運賃

イ　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ロの４に定める額

ロ　地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第２号ロの４）に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第２号ロの４）に定める定期旅客運賃を適用した額

⑵　大人通学定期旅客運賃

イ　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ニの６に定める額

ロ　地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第２号ニの６）に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第２号ニの６）に定める定期旅客運賃を適用した額

（九州旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃）

第95条の５　九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　大人通勤定期旅客運賃

イ　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ロの６に定める額

ロ　地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第２号ロの６）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第２号ロの７に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人通勤定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

ハ　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第２号ロの６）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第２号ロの８に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の大人通勤定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

⑵　大人通学定期旅客運賃

イ　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ニの18に定める額

ロ　地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第２号ニの18）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第２号ニの19に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

ハ　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第２号ニの18）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第２号ニの20に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の大人通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃）

第96条　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

⑴　発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。

イ　大人通勤定期旅客運賃

第95条第１号ロ（別表第２号ハ）の定期旅客運賃を適用した額

ロ　大人通学定期旅客運賃

第95条第２号ロ（別表第２号ホ）の定期旅客運賃を適用した額

⑵　発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。

イ　大人通勤定期旅客運賃

第95条第１号イ（別表第２号ロ）の定期旅客運賃を適用した額

ロ　大人通学定期旅客運賃

第 95 条第２号イ（別表第２号ニ）の定期旅客運賃を適用した額

（北海道旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃）

第96条の２　　北海道旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。

イ　大人通勤定期旅客運賃

第95条の２第１号ロ（別表第２号ハの２）の定期旅客運賃を適用した額

ロ　大人通学定期旅客運賃

第 95 条の２第２号ロ（別表第２号ホの２）の定期旅客運賃を適用した額

⑵　発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。

イ　大人通勤定期旅客運賃

第95条の２第１号イ（別表第２号ロの２）の定期旅客運賃を適用した額

ロ　大人通学定期旅客運賃

第 95 条の２第２号イ（別表第２号ニの２）の定期旅客運賃を適用した額

（東日本旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃）

第96条の３　東日本旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。

イ　大人通勤定期旅客運賃

第95条の３第１号ロ（別表第２号ハの３）の定期旅客運賃を適用した額

ロ　大人通学定期旅客運賃

第95条第２号ロ（別表第２号ホ）の定期旅客運賃を適用した額

⑵　発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。

イ　大人通勤定期旅客運賃

第95条の３第１号イ（別表第２号ロの３）の定期旅客運賃を適用した額

ロ　大人通学定期旅客運賃

第 95 条第２号イ（別表第２号ニ）の定期旅客運賃を適用した額

（制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃）

第97条　100キロメートルを超える区間の大人定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃とを合計した額とする。

２　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、前項の規定を準用して計算した額とする。

３　前各項並びに第103条第１号及び第２号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する100キロメートルを超える区間の割引定期旅客運賃は、第104条に規定する100キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する割引の定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する割引の定期旅客運賃とを合計した額とする。

ただし、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第38条第１項第２号に規定する児童に対する割引定期旅客運賃は、本項前段の規定により全乗車区間に対して計算した第38条第１項第１　号に規定する生徒に対する割引定期旅客運賃を折半し、は数整理した額とする。

４　前各項の規定によるほか、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときは、第99条の２の規定による。

５　第１項及び第２項の規定にかかわらず、100キロメートルを超える大人特別車両定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃とを合計した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。

⑴　有効期間が１箇月のものにあつては、 44,000円

⑵　有効期間が３箇月のものにあつては、125,400 円

第 98 条　削除

（幹線内相互発着等の大人定期旅客運賃の特定）

第 99 条　次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第１号イ及び第２号イの規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

⑴　電車特定区間内相互発着の場合

イ　大人通勤定期旅客運賃

別表第２号ヨに定める額

ロ　大人通学定期旅客運賃

別表第２号タに定める額

⑵　第 79 条の規定により大人普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。

イ　大人通勤定期旅客運賃の特定額

別表第２号レに定める額

ロ　大人通学定期旅客運賃の特定額

別表第２号レの２に定める額

⑶　前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とする。

２　第95条第１号イ及び第96条の規定にかかわらず、第140条第１項第２号規定区間内の駅相互間の大人通勤定期旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第140条第１項第２号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第140条第１項第２号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃のうち、最も低廉な額をもって、この区間の大人通勤定期旅客運賃とする。

（他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃）

第99条の２　次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第96条若しくは第97条に規定した額又は第103条第１号若しくは第２号の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「定期旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。

⑴　北海道旅客鉄道会社線

北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ　大人通勤定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第95条の２第１号イに規定する額から第95条第１号イに規定する額を差し引いた額

(ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

第95条の２第１号ロに規定する額から第95条第１号ロに規定する額を差し引いた額

(ﾊ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第96条の２第２号イに規定する額から第96条第２号イに規定する額を差し引いた額

ロ　削除

ハ　大人通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第95条の２第２号イに規定する額から第95条第２号イに規定する額を差し引いた額

(ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

第95条の２第２号ロに規定する額から第95条第２号ロに規定する額を差し引いた額

(ﾊ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第96条の２第２号ロに規定する額から第96条第２号ロに規定する額を差し引いた額

ニ　高校生等通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第104条第３号イのイに規定する額から第103条第２号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

第104条第３号イのロに規定する額から第103条第２号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾊ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第３号イのハに規定する額から第103条第２号の規定により計算した額を差し引いた額

ホ　中学生等通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第104条第１号イのイに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

第104条第１号イのロに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾊ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第１号イのハに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

ヘ　小学生等通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第104条第２号イのイに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

第104条第２号イのロに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾊ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第２号イのハに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

⑵　東日本旅客鉄道会社線

東日本旅客鉄道会社線の乗車区間に対して、次により計算した額

イ　大人通勤定期旅客運賃の加算額

⑴　幹線内相互発着となる場合

第95条の３第１号イに規定する額から第95条第１号イに規定する額を差し引いた額

⑵　地方交通線内相互発着となる場合

第95条の３第１号ロに規定する額から第95条第１号ロに規定する額を差し引いた額

⑶　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

a　発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

第96条の３第１号イに規定する額から第96条第１号イに規定する額を差し引いた額

b　発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

第96条の３第２号イに規定する額から第96条第２号イに規定する額を差し引いた額

ロ　大人特別車両定期旅客運賃の加算額

前イの規定により計算した額

⑶　四国旅客鉄道会社線

四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ　大人通勤定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第95条の４第１号イに規定する額から第95条第１号イに規定する額を差し引いた額

(ﾛ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の４第１号ハに規定する額から第96条第２号イに規定する額を差し引いた額

ロ　削除

ハ　大人通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第95条の４第２号イに規定する額から第95条第２号イに規定する額を差し引いた額

(ﾛ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の４第２号ハに規定する額から第96条第２号ロに規定する額を差し引いた額

ニ　高校生等通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第104条第３号ロのイに規定する額から第103条第２号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第３号ロのハに規定する額から第103条第２号の規定により計算した額を差し引いた額

ホ　中学生等通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第104条第１号ロのイに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第１号ロのハに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

ヘ　小学生等通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第104条第２号ロのイに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第２号ロのハに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

⑷　九州旅客鉄道会社線

九州旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ　大人通勤定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第95条の５第１号イに規定する額から第95条第１号イに規定する額を差し引いた額

(ﾛ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の５第１号ハに規定する額から第96条第１号イ又は第２号イに規定する額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第95条の５第１号ハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第95条第１号イに規定する額を差し引いた額とする。

ロ　削除

ハ　大人通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第95条の５第２号イに規定する額から第95条第２号イに規定する額を差し引いた額

(ﾛ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の５第２号ハに規定する額から第96条第１号ロ又は第２号ロに規定する額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第95条の５第２号ハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第95条第２号イに規定する額を差し引いた額とする。

ニ　高校生等通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第104条第３号ハのイに規定する額から第103条第２号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 104 条第３号ハのハに規定する額から第 103 条第２号の規定により計算した額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第95条の４第２号ハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第95条第２号イに規定する額を差し引いた額とする。

ニ　高校生等通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第104条第３号ハのイに規定する額から第103条第２号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 104 条第３号ハのハに規定する額から第 103 条第２号の規定により計算した額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第104条第３号ハのハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第103条第２号の規定により計算した額を差し引いた額とする。

ホ　中学生等通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第104条第１号ハのイに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第１号ハのハに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第104条第１号ハのハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額とする。

ヘ　小学生等通学定期旅客運賃の加算額

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

第104条第２号ハのイに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

(ﾛ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第２号ハのハに規定する額から第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第104条第２号ハのハ前段に規定する額か

ら運賃計算キロにより第103条第１号の規定により計算した額を差し引いた額とする。

２　前項各号に定める旅客鉄道会社線ごとの定期旅客運賃の加算額を計算する場合で、同一の当該旅客鉄道会社線の区間の中間に他の旅客鉄道会社線の区間又は当社と通過連絡運輸を行う鉄道・軌道・航路若しくは自動車線の区間が介在する場合の定期旅客運賃の加算額は、当該旅客鉄道会社線ごとにその前後の区間を通算した営業キロ又は運賃計算キロにより計算した額とする。

３　第１項各号に定める旅客鉄道会社線内の乗車区間が100キロメートルを超える場合の定期旅客運賃の加算額は、第１項第１号から第４号までに規定する100キロメートルまでの定期旅客運賃の加算額と100キロメートルを超える営業キロ又は運賃計算キロによる定期旅客運賃の加算額とを合計した額とする。

（加算定期旅客運賃の適用区間及び額）

第 99 条の３　加算定期旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　南千歳・新千歳空港間

| 種類 | １箇月 | ３箇月 | ６箇月 |
|---|---|---|---|
| 大人加算通勤定期旅客運賃 | 660 円 | 1,880 円 | 3,180 円 |
| 大人加算通学定期旅客運賃 | 380 円 | 1,080 円 | 2,040 円 |
| 高校生等加算通学定期旅客運賃 | 340 円 | 980 円 | 1,860 円 |
| 中学生等加算通学定期旅客運賃 | 270 円 | 770 円 | 1,450 円 |
| 小学生等加算通学定期旅客運賃 | 130 円 | 380 円 | 720 円 |

(2)　日根野・りんくうタウン間

| 種類 | １箇月 | ３箇月 | ６箇月 |
|---|---|---|---|
| 大人加算通勤定期旅客運賃 | 4,690 円 | 13,320 円 | 22,440 円 |
| 大人加算通学定期旅客運賃 | 2,880 円 | 8,220 円 | 15,560 円 |

(3)　日根野・関西空港間

| 種類 | １箇月 | ３箇月 | ６箇月 |
|---|---|---|---|
| 大人加算通勤定期旅客運賃 | 6,640 円 | 18,900 円 | 31,820 円 |
| 大人加算通学定期旅客運賃 | 5,340 円 | 15,190 円 | 28,740 円 |

(4)　りんくうタウン・関西空港間

| 種類 | １箇月 | ３箇月 | ６箇月 |
|---|---|---|---|
| 大人加算通勤定期旅客運賃 | 6,640 円 | 18,900 円 | 31,820 円 |
| 大人加算通学定期旅客運賃 | 5,340 円 | 15,190 円 | 28,740 円 |

(5)　児島・宇多津間

| 種類 | １箇月 | ３箇月 | ６箇月 |
|---|---|---|---|
| 大人加算通勤定期旅客運賃 | 1,610 円 | 4,600 円 | 8,170 円 |
| 大人加算通学定期旅客運賃 | 1,270 円 | 3,650 円 | 6,900 円 |
| 高校生等加算通学定期旅客運賃 | 970 円 | 2,740 円 | 5,190 円 |
| 中学生等加算通学定期旅客運賃 | 580 円 | 1,620 円 | 3,090 円 |
| 小学生等加算通学定期旅客運賃 | 300 円 | 800 円 | 1,540 円 |

(6)　田吉・宮崎空港間

| 種類 | １箇月 | ３箇月 | ６箇月 |
|---|---|---|---|
| 大人加算通勤定期旅客運賃 | 3,840 円 | 10,960 円 | 18,680 円 |
| 大人加算通学定期旅客運賃 | 2,240 円 | 6,390 円 | 12,080 円 |
| 高校生等加算通学定期旅客運賃 | 2,040 円 | 5,800 円 | 10,980 円 |
| 中学生等加算通学定期旅客運賃 | 1,610 円 | 4,620 円 | 8,760 円 |

（加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃）

第99条の４　加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第95条の２、第95条の４、第95条の５、第96条、第96条の２、第97条、第99条、第99条の２及び第104条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。ただし、第99条の３第３号に掲げる区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合は、同条第２号及び第４号の加算定期旅客運賃は適用しない。

２　前項の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第38条第１項第２号に定める児童に対する通学定期旅客運賃は、第104条第１号ハに定める額に第99条の３第６号に定める中学生等加算通学定期旅客運賃を加えた額を折半し、は数整理した額とする。

第 100 条　削除

第 101 条　削除

（は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃）

第 102 条　第 37 条の２第２項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は､別に定める。

（中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃）

第103条　第38条の規定により割引の定期乗車券を発売する場合は、第104条に規定する場合を除き、次の各号に定めるところによつて定期旅客運賃の割引を行う。

⑴　第38条第１項第１号及び第２号に定める生徒等に対しては、通学定期旅客運賃について　３割引

⑵　第 38 条第１項第３号から第５号までに定める生徒等に対しては、通学定期旅客運賃について　１割引

（北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃）

第104条　前条第１号及び第２号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。

⑴　第38条第１項第１号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃

イ　北海道旅客鉄道会社線

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ニの４に定める額

(ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

別表第２号ホの４に定める額。

(ﾊ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

a　発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

営業キロにより前ロ（別表第２号ホの４）に定める定期旅客運賃を適用した額

b　発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

運賃計算キロにより前イ（別表第２号ニの４）に定める定期旅客運賃を適用した額

ロ　四国旅客鉄道会社線

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ニの12に定める額

(ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第２号ニの12）に定める定期旅客運賃を適用した額

(ﾊ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第２号ニの12）に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ　九州旅客鉄道会社線

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ニの24に定める額

(ﾛ)　地方交通線内相互発着とな

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第２号ニの24）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第２号ニの25に定める擬制キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(ﾊ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第２号ニの24）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第２号ニの26に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

⑵　第38条第１項第２号に定める児童に対する通学定期旅客運賃

イ　北海道旅客鉄道会社線

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ニの５に定める額

(ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

別表第２号ホの５に定める額。

(ﾊ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

a　発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

営業キロにより前ロ（別表第２号ホの５）に定める定期旅客運賃を適用した額

b　発着区間が10キロメートルを超える場合

運賃計算キロにより前イ（別表第２号ニの５）に定める定期旅客運賃を適用した額

ロ　四国旅客鉄道会社線

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

前号ロのイの額を折半し、は数整理した額とする。

(ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イに定める定期旅客運賃を適用した額

(ﾊ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イに定める定期旅客運賃を適用した額

ハ　九州旅客鉄道会社線

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

前号ハのイの額を折半し、は数整理した額とする。

(ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イに定める定期旅客運賃を適用した額

(ﾊ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イに定める定期旅客運賃を適用した額

⑶　第38条第１項第３号から第５号までに定める生徒等に対する通学定期旅客運賃

イ　北海道旅客鉄道会社線

(ｲ)　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ニの３に定める額

(ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

別表第２号ホの３に定める額

(ハ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

a　発着区間の営業キロが 10 キロメートルまでの場合

営業キロにより前ロ（別表第２号ホの３）に定める定期旅客運賃を適用した額

b　発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

運賃計算キロにより前イ（別表第２号ニの３）に定める定期旅客運賃を適用した額

ロ　四国旅客鉄道会社線

(イ)　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ニの９に定める額

(ロ)　地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第２号ニの９）に定める定期旅客運賃を適用した額

(ハ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第２号ニの９）に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ　九州旅客鉄道会社線

(イ)　幹線内相互発着となる場合

別表第２号ニの21に定める額

(ロ)　地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第２号ニの21）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第２号ニの22に定める擬制キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(ハ)　幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第２号ニの21）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第２号ニの 23 に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

第 105 条　削除

## 第４節　普通回数旅客運賃

（普通回数旅客運賃）

第106条　普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

⑴　大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を10倍した額とする。

⑵　小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を10倍した額とする。

（通学用割引普通回数旅客運賃）

第107条　　第39条第１項及び第２項の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによつて普通回数旅客運賃の割引を行う。

⑴　第39条第１項第１号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について　２割引

⑵　第39条第１項第２号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について　５割引

第 108 条　　削除

第109条　　削除

第110条　　削除

## 第５節　団体旅客運賃

（団体旅客運賃）

第111条　第43条及び第44条の規定によつて団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。

⑴　割引率は、次のとおりとする。

イ　学生団体

| | | 割引率 |
|---|---|---|
| 学生<br>生徒<br>児童<br>幼児 | 大人 | ５割 |
| | 小児 | ３割 |
| 教職員<br>付添人<br>旅行業者 | | ３割 |

ロ　訪日観光団体

１割５分

ハ　普通団体

| | 取扱期別 | 割引率 |
|---|---|---|
| 専用臨時列車を利用する団体 | 第１期 | ５分 |
| | 第２期 | １割 |
| その他の団体 | 第１期 | １割 |
| | 第２期 | １割５分 |

⑵　前号に規定する取扱期別の第１期と第２期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが第２期に該当する場合は、第２期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合は、第１期の割引率を全行程に対して適用する。

| | |
|---|---|
| 第　１　期 | １月１日から同月 10 日まで<br>３月１日から５月 31 日まで<br>７月１日から８月 31 日まで<br>10 月１日から同月 31 日まで<br>12 月 21 日から同月 31 日まで |
| 第　２　期 | 第１期以外の日 |

２　前項の規定によるほか、訪日観光団体及び普通団体に対しては、団体旅客が 31 人以上（訪日観光団体にあつては、15人以上）50 人までのときはうち１人、51 人以上のときは 50 人までごとに１人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。

（団体旅客運賃の計算方）

第112条　団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

⑴　大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する１人当り大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数整理し、

これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

⑵　小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する１人当り小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

⑶　大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によつて算出した額を合計したものとする。

２　前項第１号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに同号の規定を適用する。

３　第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。

第113条　　削除

第 114 条　削除

（実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金）

第115条　第48条第２項の規定による条件をもつて運送の引受をした団体旅客の実際乗車人員（無賃扱人員を含む。）が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員（大人・小児別に責任人員がつけられている団体については、大人・小児別の不足人員）とによつて団体が構成されているものとして、団体旅客運賃・料金を収受する。

２　前項の場合、次の各号の人員を、大人１人を小児２人に、また、小児１人を大人0.5人にそれぞれ換算（換算人員の合計に１人未満のは数が生じた場合は、そのは数を切り捨てる。）して、不足人員から差し引いて計算する。

⑴　大人及び小児に責任人員がつけられている団体について、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員

⑵　旅客車専用扱の団体及び大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、小児が加わつたときは、新たに加わつた小児の人員

第 116 条　削除

第117条　団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算は、第68条の規定による外、次のとおりとする。

⑴　旅客が、第51条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算する。

⑵　途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算する。

２　普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において途中下車をする団体旅客に対しては、当該下車駅をもつて前後の営業キロ又は運賃計算キロを打ち切つて団体旅客運賃を計算する。

第118条　削除

## 第６節　貸切旅客運賃

（貸切旅客運賃）

第119条　第52条の規定によつて貸切乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

⑴　特別車両（合造車を除く。）

１両につき　　44人

⑵　特別車両以外の座席車（合造車を除く。）

１両につき　　80人

⑶　寝台車（合造車を除く。）

イ　Ａ寝台の設備がある寝台車

１両につき、26人。ただし、寝台を使用しないで全区間を座席車として使用する場合は、この５割増とする。

ロ　Ｂ寝台の設備がある寝台車

１両につき、54人。ただし、寝台を使用しないで全区間を座席車として使用する場合は、72人とする。

⑷　合造車

各車室について、前各号の旅客運賃収受定員の１／２。ただし、その車室区分が３区分になつているときは、１／３に相当する人員（１人未満のは数は、１人に切り上げる。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、固定編成車両を貸切とする場合は、その設備定員（寝台車を貸切とする場合で、寝台を使用しないときは、寝台設備定員の５割増しに相当する人員）に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

３　第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。

第120条　削除

第121条　削除

（貸切旅客運賃の最低額）

第122条　第119条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が50キロメートル相当分の旅客運賃に満たないときであつても、同条の規定によつて計算した50キロメートル相当分の旅客運賃とする。

（貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃）

第123条　貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

（貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算）

第124条　第117条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。

２　前項の場合、旅客車が異なつている場合であつても、車種及び旅客運賃収受定員が同一のときは、これらの営業キロ又は運賃計算キロを通算する。

## 第７節　急行料金

（大人急行料金）

第125条　大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　特別急行料金

イ　新幹線

（ｲ）　指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、１人当りの料金とする。）

ａ　ｂ、ｃ、ｄ、ｅ、ｆ、ｇ、ｈ、ｉ及びｊ以外の指定席特急料金

⒜　⒝以外の指定席特急料金

別表第２号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

⒝　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

⒜の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

ｂ　のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金

⒜　⒝以外の指定席特急料金

別表第２号ネに定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

⒝　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

⒜の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

ｃ　はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金

⒜　⒝以外の指定席特急料金

別表第２号ナの２に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

⒝　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

⒜の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

ｄ　第57条第７項の規定により東京・博多間の新幹線の２個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

⒜　のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合

ａの規定により計算した額とする。

⒝　のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合

ｂの規定により計算した額とする。

⑹　のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

①　②以外の指定席特急料金

全区間に対する別表第２号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第２号ネに定める額から同区間に対する別表第２号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にのぞみ号等の指定席を使用する区間から最後にのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57 条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ加算した額とする。

②　第 57 条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530 円を低減した額とする。

e　第57条第７項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の２個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

ａの規定により計算した額とする。

f　東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第７項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

⑻　⑹以外の指定席特急料金

東京・博多間の乗車区間に対してａ、ｂ又はｄの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してａ又はｅの規定により計算した額とを合計した額とする。

⑹　第57条の３第５項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①　②以外の指定席特急料金

新大阪・博多間の乗車区間に対してａ、ｂ又はｄの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第２号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、ａの⑻、ｂの⑻又はｄの⑹の①のただし書の規定による低減又は加算及びａの⑹、ｂの⑹又はｄの⑹の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

②　次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第１項第１号イの(ｲ)のａの⑻、ｂの⑻又はｄの⑹の①のただし書の規定による低減又は加算及びａの⑹、ｂの⑹又はｄの⑹の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

(①)　新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金新大阪・博多間の乗車区間に対して第１項第１号イの(ｲ)のａ、ｂ又はｄの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第２号ウに定める額から1,050円を低減した額とを合計した額とする。

(②)　小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金

小倉・博多間に対して第１項第１号イの(ｲ)のａ又はｂの規定により計算した額から770 円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第２号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。

(③)　小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金

小倉・博多間に対して第１項第１号イの(ｲ)のａ又はｂの規定により計算した額から770 円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第２号ウに定める額から1,050円を低減した額とを合計した額とする。

g　第57条第２項第１号及び同条第８項の規定により東京・新青森間の新幹線の２個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)　はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合

ａの規定により計算した額とする。

(b)　はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合

ｃの規定により計算した額とする。

(c)　はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

①　②以外の指定席特急料金

全区間に対する別表第２号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第２号ナの２に定める額から同区間に対する別表第２号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ加算した額とする。

②　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

h　第57条第２項第１号及び同条第８項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の２個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

ａの規定により計算した額とする。

i　東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第２項第１号及び第８項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

(a)　(b)以外の指定席特急料金

東京・新青森間の乗車区間に対してａ、ｃ又はｇの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第２号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、ａの(a)、ｃの(a)又はｇの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びａの(b)、ｃの(b) 又はｇの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

⑹　次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第１項第１号イの(ｲ)のａの(a)、ｃの(a)又はｇの(c)の①のただし書の規定による低減又は加算及びａの(b)、ｃの(b)又はｇの(c)の②の規定による低減は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

①　東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金

東京・新青森間の乗車区間に対して第１項第１号イの(ｲ)のａ、ｃ又はｇの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第２号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。

②　七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金

七戸十和田・新青森間に対して第１項第１号イの(ｲ)のａ又はｃの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第２号ノに定める額から530　円を低減した額とを合計した額とする。

③　七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金

七戸十和田・新青森間に対して第１項第１号イの(ｲ)のａ又はｃの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第２号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。

j　第57条の３第４項の規定により、東京・福島間又は東京・盛岡間の新幹線の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第２項第１号及び同条第８項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

ａ、ｃ又はｇの規定により計算した額とする。

(ﾛ)　立席特急料金

ａ　ｂ、ｃ、ｄ、ｅ、ｆ及びｇ以外の立席特急料金

別表第２号ツ、ネ、ナ、ナの２、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金から530円を低減した額とする。

ｂ　第57条第７項の規定により東京・博多間の新幹線の２個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金

⑹　のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等を乗り継いで乗車する場合

ａの規定により計算した額とする。

⑹　のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

全区間に対する別表第２号ツに定める額と、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第２号ネに定める額から同区間に対する別表第２号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から530円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであつて、最初にのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

ｃ　第57条第７項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の２個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金

ａの規定により計算した額とする。

ｄ　東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する

立席特急券（第57条第７項の規定により発売するものを含む。）に適用する立席特急料金

東京・博多間の乗車区間に対してａ又はｂの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してａ又はｃの規定により計算した額とを合計した額とする。

ｅ　第57条第２項第１号及び同条第８項の規定により東京・新青森間の新幹線の２個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金

⒜　はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又ははやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合

ａの規定により計算した額とする。

⒝　はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合

全区間に対する別表第２号ナに定める額と、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第２号ナの２に定める額から同区間に対する別表第２号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から530円を低減した額とする。この場合、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

ｆ　第57条第２項第１号及び同条第８項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の２個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金

ａの規定により計算した額とする。

ｇ　東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する立席特急券（第57条第２項第１号及び同条第８項の規定により発売するものを含む。）に適用する立席特急料金

東京・新青森間の乗車区間に対してａ又はｅの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対してａ又はｆの規定により計算した額とを合計した額とする。

(ﾊ)　自由席特急料金

ａ　ｂ、ｃ及びｄ以外の自由席特急料金

別表第２号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金から530円を低減した額とする。

ｂ　第57条第７項の規定により東京・博多間の新幹線の２個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券に適用する自由席特急料金

⒜　のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等を乗り継いで乗車する場合

ａの規定により計算した額とする。

⒝　のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合

全区間に対する別表第２号ツに定める額と、のぞみ号等の自由席を使用する区間に対する別表第２号ネに定める額から同区間に対する別表第２号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から530円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等の自由席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にのぞみ号等の自由席を使用する区間から最後にのぞみ号等の自由席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の自由席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の自由席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

c　第57条第７項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の２個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券に適用する自由席特急料金

aの規定により計算した額とする。

d　東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する自由席特急券（第57条第７項の規定により発売するものを含む。）に適用する自由席特急料金

東京・博多間の乗車区間に対してａ又はｂの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してａ又はｃの規定により計算した額とを合計した額とする。

(ﾆ)　特定特急料金

a　第57条第１項第１号ニの(ｲ)のａに定める区間に対する特定特急料金

(a)　当該区間の営業キロが50キロメートル以下の場合

880円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,090円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,330円とし、東海旅客鉄道会社線内、西日本旅客鉄道会社線内（北陸新幹線を除く。）及び九州旅客鉄道会社線内にあつては、870円とする。

(b)　当該区間の営業キロが50キロメートルを超える場合

1,000円とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,520円とし、東海旅客鉄道会社線内及び西日本旅客鉄道会社線内にあつては、990円とする。

b　第57条第１項第１号ニの(ｲ)のｂに定める区間に対する特定特急料金

東京・博多間の乗車区間に対する別表第２号ツに定める額から530円を低減した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対してａの規定により計算した額とを合計した額とする。

c　第57条第１項第１号ニの(ｲ)のｃに定める区間に対する特定特急料金

小倉・博多間に対してａの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第２号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。

d　第57条第１項第１号ニの(ｲ)のｄに定める区間に対する特定特急料金

小倉・博多間に対してａの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対してａ　の規定により計算した額とを合計した額とする。

e　第57条第１項第１号ニの(ｲ)のｅに定める区間に対する特定特急料金

(ﾊ)に定める額から、東京・博多間ののぞみ号等の自由席に乗車する区間に対する別表第２号ネに定める額と同区間に対する別表第２号ツに定める額との差額を差し引いた額とする。

f　第57条第１項第１号ニの(ｲ)のｆに定める区間に対する特定特急料金

東京・新青森間の乗車区間に対する別表第２号ナ又はナの２に定める額から530円を低減した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対してａの規定により計算した額とを合計した額とする。

g　第57条第１項第１号ニの(ｲ)のｇに定める区間に対する特定特急料金

七戸十和田・新青森間に対してａの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第２号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。

h　第57条第１項第１号ニの(ｲ)のｈに定める区間に対する特定特急料金

七戸十和田・新青森間に対してａの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対してａ　の規定により計算した額とを合計した額とする。

i　第57条第１項第１号ニの(ｲ)のｉに定める区間に対する特定特急料金

(ﾛ)のａ又は(ﾛ)のｇに定める額とする。

ｊ　第57条第１項第１号ニの(ｲ)のｊに定める区間に対する特定特急料金（第57条の３第４項の規定により発売するものを含む。）

⑷　座席の使用を条件としないで発売する場合

880円とする。

⑸　特別車両以外の車両の座席を指定して発売する場合

1,410円とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、1,210 円とし、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、1,610円とし、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、1,810円とする。

ロ　新幹線以外の線区

(ｲ)　(ﾛ)、(ﾊ)及び(ﾆ)以外の特別急行料金

ａ　ｂ、ｃ、ｄ、ｅ、ｆ、ｇ、ｈ及びｉ以外の特別急行料金

⑷　指定席特急料金

①　②及び③以外の指定席特急料金

(①)　(②)及び(③)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

| 営業キロ地帯 | 50 キロメートルまで | 100 キロメートルまで | 150 キロメートルまで | 200 キロメートルまで | 300 キロメートルまで | 400 キロメートルまで | 600 キロメートルまで | 601 キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>1,290 | 円<br>1,730 | 円<br>2,390 | 円<br>2,730 | 円<br>2,950 | 円<br>3,170 | 円<br>3,490 | 円<br>3,830 |

(②)　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(③)　(②)の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号、特別急行列車カシオペア号、特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号、特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する指定席特急料金

(①)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

②　特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

１人当りの料金は、①の(①)の表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

③　第57条第１項第１号イの(ﾎ)の規定により発売する区画に対して適用する指定席特急料金

１人当りの料金は、①の(①)の表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第２号の規定に

より発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

⑹　立席特急料金及び自由席特急料金

⑷の①の（①）の表に定める料金から530円を低減した額とする。

⑹　特定特急料金

次表に定める料金とする。

| 営業キロ地帯 | 150キロメートルまで | 200キロメートルまで |
|---|---|---|
| 料金 | 円<br>1,560 | 円<br>1,800 |

b　第57条の３第２項第２号の規定により発売する特別急行料金

⑷　指定席特急料金

①　②以外の指定席特急料金

1,290円とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、1,090 円とする。また、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。

②　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

⑹　立席特急料金及び自由席特急料金

760円とする。

c　第57条の３第２項第３号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金

450円とする。

d　第57条の３第２項第４号の規定により発売する特別急行券

⑷　同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。

| 営業キロ地帯 | 30キロメートルまで | 50キロメートルまで |
|---|---|---|
| 料金 | 円<br>330 | 円<br>660 |

⑹　同号ロの規定により発売する特別急行券

①　小田急電鉄株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の指定席特急料金

860円とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあつては、330円とする。

②　①以外の指定席特急料金

（①）　（②）以外の指定席特急料金

860円とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、660 円とし、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、1,060円とし、同条同項第３ 号の規定により発

売するものにあつては、1,260円とする。

(②)　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③　立席特急料金及び自由席特急料金

330円とする。

(c)　同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。

e　第57条の３第２項第５号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、130円とする。

f　第57条の３第２項第６号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。

g　第57条の３第２項第７号の規定により発売する特別急行券

(a)　指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。

| 営業キロ地帯 | 25キロメートルまで | 50キロメートルまで | 100キロメートルまで | 150キロメートルまで |
|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>850 | 円<br>1,160 | 円<br>1,680 | 円<br>2,360 |

(b)　立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

h　第57条の３第２項第８号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a)　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

| 営業キロ地帯 | 50キロメートルまで | 100キロメートルまで | 150キロメートルまで | 200キロメートルまで | 300キロメートルまで | 400キロメートルまで |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>760 | 円<br>1,020 | 円<br>1,580 | 円<br>2,240 | 円<br>2,550 | 円<br>2,900 |

(b)　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

| 営業キロ地　帯 | 50 キロメートルまで | 100 キロメートルまで | 150 キロメートルまで | 200 キロメートルまで | 300 キロメートルまで | 400 キロメートルまで |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>1,020 | 円<br>1,280 | 円<br>1,840 | 円<br>2,500 | 円<br>2,810 | 円<br>3,160 |

(c)　東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第１号の２第１項第４号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

| 営業キロ地　帯 | 50 キロメートルまで | 100 キロメートルまで | 150 キロメートルまで | 200 キロメートルまで |
|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>760 | 円<br>1,020 | 円<br>1,580 | 円<br>2,240 |

(d)　東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第１号の２第１項第４号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

| 営業キロ地　帯 | 50 キロメートルまで | 100 キロメートルまで | 150 キロメートルまで | 200 キロメートルまで |
|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>1,020 | 円<br>1,280 | 円<br>1,840 | 円<br>2,500 |

(e)　東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがつて乗車する場合（ただし、別表第１号の２第１項第４号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(c)に定める料金とする。

(f)　東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがつて乗車する場合（ただし、別表第１号の２第１項第４号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(d)に定める料金とする。

(g)　特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

旅客が列車に乗車する前に発売するものにあつては、760円とし、旅客が列車に乗車した後に車内で発売するものにあつては、1,020円とする。また、第57条の３第３項の規定により発売する場合は、230円とする。

i　奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(a)　指定席特急料金

①　②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、

同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。また、第57条の３第４項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。

| 営業キロ地　帯 | 50 キロメートルまで | 100 キロメートルまで | 150 キロメートルまで |
|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>1,290 | 円<br>1,660 | 円<br>2,110 |

②　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金（第57条の３ 第４項の規定により発売するものを除く。）

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

⑹　立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ﾛ)　第57条の３第２項第１号の規定により発売する場合で(ﾊ)及び(ﾆ)以外の特別急行料金

a　指定席特急料金

⑷　(b)以外の指定席特急料金

①　②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金400円をそれぞれ加算した額とする。

| 営業キロ地　帯 | 50 キロメートルまで | 100 キロメートルまで | 150 キロメートルまで | 200 キロメートルまで | 300 キロメートルまで | 400 キロメートルまで | 401 キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>1,190 | 円<br>1,530 | 円<br>1,970 | 円<br>2,290 | 円<br>2,510 | 円<br>2,730 | 円<br>3,070 |

②　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

⑹　特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

１人当りの料金は、(a)の①表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第２ 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

b　立席特急料金及び自由席特急料金

a の(a)の①表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ﾊ)　第57条の３第２項第１号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a　b 以外の特別急行料金

⑷　指定席特急料金

①　②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円をそれぞれ低減した額とし、また、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

| 営業キロ地　帯 | 50 キロメートルまで | 100 キロメートルまで | 150 キロメートルまで | 200 キロメートルまで | 300 キロメートルまで | 400 キロメートルまで | 401 キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>1,050 | 円<br>1,480 | 円<br>1,890 | 円<br>2,290 | 円<br>2,510 | 円<br>2,730 | 円<br>3,070 |

② 第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号及び特別急行列車カシオペア号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

⑹ 立席特急料金及び自由席特急料金

⑷の①表に定める料金から530円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

⑷ ⑹以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

| 営業キロ地　帯 | 50 キロメートルまで | 100 キロメートルまで | 150 キロメートルまで |
|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>1,050 | 円<br>1,480 | 円<br>1,890 |

⑹ 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

㈡ 第57条の３第２項第１号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着　となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第１号の７に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、ａ又はｂに定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。

a　ｂ以外の特別急行料金

⑷ 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第２号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

| 営業キロ<br>地　帯 | 25 キロメートルまで | 50キロメートルまで | 75キロメートルまで | 100 キロメートルまで | 150 キロメートルまで | 200 キロメートルまで | 300 キロメートルまで | 301 キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>1,030 | 円<br>1,280 | 円<br>1,530 | 円<br>1,730 | 円<br>2,330 | 円<br>2,730 | 円<br>2,930 | 円<br>3,130 |

② 第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車36ぷらす３号の個室、特別急行列車ななつ星in九州号及び特別急行列車或る列車号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

⑹ 立席特急料金及び自由席特急料金

⑷の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間及び博多・佐賀間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

| 営業キロ<br>地　帯 | 25 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 50 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 75 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 100 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 150 ｷﾛﾒｰﾄﾙまで |
|---|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>700 | 円<br>950 | 円<br>1,200 | 円<br>1,400 | 円<br>2,000 |

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星in九州号、特別急行列車或る列車号、特別急行列車36ぷらす３号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号に乗車する場合の特別急行料金を除く。

⑷ 乗車区間が門司港若しくは下曽根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km以内の区間及び⑹に定める区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,130円とする。ただし、第57条の３第１項第２号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、1,530円とする。

(②) 第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①) の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曽根・博多間の停車駅相互間（25km以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に発売するものにあつては、800円とする。

⑹ 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,030円とする。ただし、第57条の３第１項第２号の規定により発売するものにあつては、1,230円

とし、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、1,430円とする。

(②)　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

②　立席特急料金及び自由席特急料金

500円とする。

ハ　第57条の３第７項の規定により発売する特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第１号の７に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、(イ)に定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。

(イ)　指定席特急料金

a　b以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第２号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

| 在来線／新幹線 | 営業キロ地帯（武雄温泉から） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 25 キロメートルまで | 50 キロメートルまで | 75 キロメートルまで | 100 キロメートルまで | 150 キロメートルまで | 200 キロメートルまで |
| 嬉野温泉 | 円<br>2,110 | 円<br>2,330 | 円<br>2,560 | 円<br>2,740 | 円<br>3,280 | 円<br>3,640 |
| 新大村 | 円<br>2,110 | 円<br>2,330 | 円<br>2,560 | 円<br>2,740 | 円<br>3,280 | 円<br>3,640 |
| 諫早 | 円<br>2,110 | 円<br>2,330 | 円<br>2,560 | 円<br>2,740 | 円<br>3,280 | 円<br>3,640 |
| 長崎 | 円<br>2,560 | 円<br>2,780 | 円<br>3,010 | 円<br>3,190 | 円<br>3,730 | 円<br>4,090 |

b　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(ロ)　立席特急料金及び自由席特急料金

(イ)のaの表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ハ)　特定特急料金

嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)のaの表に定める料金から880円を低減した額とする。

ニ　第57条の３第８項の規定により発売する特別急行料金

(イ)　指定席特急料金

a　b以外の指定席特急料金

別表第２号クに定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第２号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第３号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

b　第57条の３第３項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

a の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(ﾛ)　立席特急料金及び自由席特急料金

別表第２号クに定める料金から530円を低減した額とする。

⑵　普通急行料金

イ　ロ以外の普通急行料金

| 営業キロ地　帯 | 50 キロメートルまで | 100 キロメートルまで | 150 キロメートルまで | 200 キロメートルまで | 201 キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>560 | 円<br>760 | 円<br>1,000 | 円<br>1,100 | 円<br>1,320 |

ロ　第57条の４の規定により発売する場合の普通急行料金

(ｲ)　同条第１号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

| 営業キロ地　帯 | 25 キロメートルまで | 50 キロメートルまで |
|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>320 | 円<br>520 |

(ﾛ)　同条第２号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、560円とする。

(ﾊ)　同条第３号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

| 営業キロ地　帯 | 25 キロメートルまで | 50 キロメートルまで |
|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>310 | 円<br>520 |

(ﾆ)　同条第４号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520円とする。

(ﾎ)　同条第５号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、420円とする。

(ﾍ)　同条第６号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、310円とする。

(ﾄ)　同条第７号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、330円とする。

(ﾁ)　同条第８号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520円とする。

２　第57条第１項第１号イの(ﾆ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(ｲ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。

（急行列車と普通列車とが直通して運転する場合の急行料金）

第126条　第57条第９項の規定により急行券を発売する場合の急行料金は、急行列車の乗車区間に対する急行料金とする。ただし、同条同項第１号に規定する特別急行列車海幸山幸号に乗車する場合に発売する特別急行券の特別急行料金は、田吉を通過となる場合であつても田吉を発又は着とみなした特別急行料金とする。

（自由席特急券に指定料金券を添付して発売する場合の指定料金）

第126条の２　第57条第11項の規定により、自由席特急券に指定料金券を添付して、指定席特急券として発売する場合の指定料金券は、当該区間の指定席特急料金から自由席特急料金を差し引いた額とする。

第126条の３　削除

（特殊発売する急行券に対する急行料金）

第126条の４　第57条の５第１項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、５割とする。

２　第57条の５第２項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、第125条第１項第１号ロに定める立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金について５割を低減したものとする。

３　第57条の５第３項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がのぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

４　第57条の５第４項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

５　第57条の５第５項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客が当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

（立席区間又は自由席区間と指定席区間とにまたがる場合の特別急行料金）

第127条　第57条第４項の規定によつて発売する特別急行券の特別急行料金は、全区間に対して指定席特急券を発売するものとみなした特別急行料金とする。

２　前項の規定によるほか、のぞみ号等に乗車する場合であつて、乗車区間の一部について座席を指定しないで発売する指定席特急券の特別急行料金は、全乗車区間に対するのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席を使用する場合の指定席特急料金と、東京・博多間ののぞみ号等の指定席を使用する区間に対するのぞみ号等の指定席特急料金から同区間に対するのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席特急料金を差し引いた額との合計額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にのぞみ号等の指定席を使用する区間から最後にのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

３　第１項の規定によるほか、はやぶさ号等に乗車する場合（はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）であつて、乗車区間の一部について座席を指定しないで発売する指定席特急券の特別急行料金は、全乗車区間に対するはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席を使用する場合の指定席特急料金と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対するはやぶさ号等の指定席特急料金から同区間に対するはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の指定席特急料金を差し引いた額との合計額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

４　第57条第７項の規定により発売する指定席特急券であつて、乗車区間の一部について座席を指定しないで発売する指定席特急券の特別急行料金は次の各号に定めるとおりとする。

⑴　第２号以外の特別急行料金

全区間に対して指定席特急券を発売するものとみなした特別急行料金とする。この場合、のぞみ号等に乗車する場合にあつては、第２項の規定を準用する。

⑵　東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間に発売する指定席特急券の特別急

行料金

イ　ロ及びハ以外の特別急行料金

第125条及び第１項、第２項又は前号の規定による、東京・博多間の乗車区間に対する指定席特急料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する指定席特急料金とを合計した額とする。

ロ　東京・博多間の乗車区間の全区間が立席区間又は自由席区間となる場合に発売する指定席特急券の特別急行料金

第125条及び第１項又は前号の規定による、東京・博多間の乗車区間に対する立席特急料金又は自由席特急料金（特定特急券を発売する区間にあつては特定特急料金。以下、この項において同じ。）と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する指定席特急料金とを合計した額とする。

ハ　博多・鹿児島中央間の乗車区間の全区間が立席区間又は自由席区間となる場合に発売する指定席特急券の特別急行料金

第125条及び第１項、第２項又は前号の規定による、東京・博多間の乗車区間に対する指定席特急料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する立席特急料金又は自由席特急料金とを合計した額とする。

（団体旅客又は貸切旅客に対する急行料金）

第128条　団体旅客又は貸切旅客に対する急行料金は、その旅客運賃収受人員に相当する急行料金（貸切旅客の場合は、大人急行料金）とする。

第129条　削除

## 第８節　特別車両料金

（特別車両料金）

第130条　特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　特別車両料金(A)

イ　ロ及びハ以外の特別車両料金(A)

(ｲ)　(ﾛ)、(ﾊ)、(ﾆ)、(ﾎ)、(ﾍ)、(ﾄ)、(ﾁ)及び(ﾘ)以外の特別車両料金(A)

| 営業キロ地帯 | 100 キロメートルまで | 200 キロメートルまで | 400 キロメートルまで | 600 キロメートルまで | 800 キロメートルまで | 801 キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>1,300 | 円<br>2,800 | 円<br>4,190 | 円<br>5,400 | 円<br>6,600 | 円<br>7,790 |

(ﾛ)　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a　ｂ、ｃ、ｄ及びｅ以外の特別車両料金(A)

| 営業キロ地帯 | 100 キロメートルまで | 200 キロメートルまで | 300 キロメートルまで | 400 キロメートルまで | 500 キロメートルまで | 600 キロメートルまで | 700 キロメートルまで | 701 キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>1,300 | 円<br>2,800 | 円<br>4,190 | 円<br>4,190 | 円<br>5,400 | 円<br>5,400 | 円<br>5,600 | 円<br>6,600 |

b　グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地帯 | 100 キロメートルまで | 200 キロメートルまで | 300 キロメートルまで | 400 キロメートルまで | 500 キロメートルまで | 600 キロメートルまで | 700 キロメートルまで | 701 キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>8,300 | 円<br>9,800 | 円<br>11,190 | 円<br>11,190 | 円<br>12,400 | 円<br>12,400 | 円<br>12,600 | 円<br>13,600 |

c　グランクラスBに対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地帯 | 100 キロメートルまで | 200 キロメートルまで | 300 キロメートルまで | 400 キロメートルまで | 500 キロメートルまで | 600 キロメートルまで | 700 キロメートルまで | 701 キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>4,450 | 円<br>5,950 | 円<br>7,340 | 円<br>7,340 | 円<br>8,550 | 円<br>8,550 | 円<br>8,750 | 円<br>9,750 |

d　プレミアムグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地帯 | 100 キロメートルまで | 200 キロメートルまで |
|---|---|---|
| 料金 | 円<br>2,800 | 円<br>4,300 |

e　E655系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地帯 | 200 キロメートルまで | 400 キロメートルまで | 600 キロメートルまで | 800 キロメートルまで | 801 キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>2,800 | 円<br>4,190 | 円<br>5,400 | 円<br>6,600 | 円<br>7,790 |

(ハ)　東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a　b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

| 営業キロ地帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで | 300キロメートルまで |
|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>1,300 | 円<br>2,800 | 円<br>4,190 |

b　グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

| 営業キロ地帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで | 300キロメートルまで | 400キロメートルまで | 500キロメートルまで | 600キロメートルまで | 700キロメートルまで | 701キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>6,800 | 円<br>8,300 | 円<br>9,690 | 円<br>9,690 | 円<br>10,900 | 円<br>10,900 | 円<br>11,100 | 円<br>12,100 |

c　グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

| 営業キロ地帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで | 300キロメートルまで | 400キロメートルまで | 500キロメートルまで | 600キロメートルまで | 700キロメートルまで | 701キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>3,400 | 円<br>4,900 | 円<br>6,290 | 円<br>6,290 | 円<br>7,500 | 円<br>7,500 | 円<br>7,700 | 円<br>8,700 |

(ニ)　九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a　b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は500円とする。

| 営業キロ地帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで | 201キロメートル以上 |
|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>1,300 | 円<br>2,800 | 円<br>4,190 |

b　新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地　帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで | 201キロメートル以上 |
|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>1,300 | 円<br>2,800 | 円<br>4,190 |

c　ＤＸグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地　帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで | 201キロメートル以上 |
|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>2,080 | 円<br>4,760 | 円<br>6,150 |

d　特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地　帯 | 200キロメートルまで | 201キロメートル以上 |
|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>2,800 | 円<br>4,190 |

e　特別急行列車36ぷらす３号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地　帯 | 150キロメートルまで | 200キロメートルまで | 201キロメートル以上 |
|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>3,300 | 円<br>4,300 | 円<br>5,300 |

(ﾎ)　東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

東京・博多間の乗車区間に対して(ｲ)に定める料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して(ﾆ)のｂに定める料金とを合計した額とする。

(ﾍ)　北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a　ｂ、ｃ、ｄ及びｅ以外の特別車両料金(A)

第１号イの(ｲ)に定める料金

b　グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地　帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで |
|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>8,300 | 円<br>9,800 |

c　グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで |
|---|---|---|
| 料金 | 円<br>4,450 | 円<br>5,950 |

d　「赤い星」車両で運転する列車に対して適用する特別車両料金（A）

| 営業キロ地帯 | 150キロメートルまで | 200キロメートルまで | 250キロメートルまで | 300キロメートルまで | 301キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>9,000 | 円<br>10,000 | 円<br>11,000 | 円<br>12,000 | 円<br>13,000 |

e　「青い星」車両で運転する列車に対して適用する特別車両料金（A）

| 営業キロ地帯 | 50キロメートルまで | 100キロメートルまで | 150キロメートルまで | 200キロメートルまで | 201キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>3,000 | 円<br>3,500 | 円<br>4,300 | 円<br>5,100 | 円<br>6,000 |

(ト)　東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a　b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ロ)のaに定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対してイに定める料金とを合計した額とする。

b　グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のbの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金とを合計した額とする。

| 営業キロ地帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで |
|---|---|---|
| 料金 | 円<br>6,800 | 円<br>8,300 |

c　グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)のcの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金とを合計した額とする。

| 営業キロ地帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 料　　金 | 円<br>3,400 | 円<br>4,900 |

(ﾁ)　四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a　b及びc以外の特別車両料金(A)

第１号イの(ｲ)に定める料金

b　特別急行列車伊予灘ものがたり号及び特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

(a) (b)以外の特別車両料金(A)

| | |
|---|---|
| 営業キロ地　　帯 | 100キロメートルまで |
| 料　　金 | 円<br>2,500 |

(b) ４人用区画に対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地帯 | 100キロメートルまで |
|---|---|
| ４人で利用する場合の料金 | 2,250円 |
| ３人で利用する場合の料金 | 3,000円 |

(注) １人当りの料金とする。

c　特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

| | | |
|---|---|---|
| 営業キロ地　　帯 | 50キロメートルまで | 100キロメートルまで |
| 料　　金 | 円<br>1,700 | 円<br>2,500 |

(ﾘ) スーペリアグリーン（２人用区画）に対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地　　帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで | 400キロメートルまで | 600キロメートルまで |
|---|---|---|---|---|
| ２人で利用する場合の料　金 | 円<br>3,500 | 円<br>5,000 | 円<br>6,390 | 円<br>7,600 |
| １人で利用する場合の料　金 | 円<br>7,000 | 円<br>10,000 | 円<br>12,780 | 円<br>15,200 |

(注)　１人当りの料金とする。

ロ　新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ)　(ロ)及び(ニ)以外の４人個室に対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ地帯 | 200キロメートルまで | 400キロメートルまで | 600キロメートルまで | 800キロメートルまで | 801キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>3,090 | 円<br>4,600 | 円<br>5,900 | 円<br>7,290 | 円<br>8,590 |

(注) １人当りの料金とする。

(ロ)　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a　E261系車両で運転する特別急行列車の個室

| | 設備定員４人 | 設備定員６人 |
|---|---|---|
| １室当りの料金 | 11,200円 | 16,800円 |

b　100系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室

| | 設備定員４人 |
|---|---|
| １室当りの料金 | 3,150円 |

(ハ)　(ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

a　b以外の特別車両料金(A)

イの(イ)に定める額とする。

b　東日本旅客鉄道会社線内（ただし、蟹田・中小国間を除く。）の乗車区間に対する特別車両料金(A)

(a)　スイート

| | ２人用個室 |
|---|---|
| 料　金 | 15,280円 |

(注) 1 人当りの料金とする。

(b)　ＤＸスイート（四季島スイート、デラックススイート）

| | ２人用個室 |
|---|---|
| 料　金 | 25,460円 |

(注) 1 人当りの料金とする。

(ニ)　九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金A

a　b及びc以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は1,000 円とする。

| 営業キロ地帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで | 201キロメートル以上 |
|---|---|---|---|
| １室当りの料金（設備定員４人） | 円<br>2,600 | 円<br>5,600 | 円<br>8,380 |

b　特別急行列車ななつ星in九州号の個室

(a)　スイート

| 営業キロ地　帯 | 200キロメートルまで | 400キロメートルまで | 600キロメートルまで | 601キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|
| １室当りの料金（設備定員２人） | 円<br>104,760 | 円<br>106,850 | 円<br>108,950 | 円<br>111,050 |

(b)　DXスイート

| 営業キロ地　帯 | 200キロメートルまで | 400キロメートルまで | 600キロメートルまで | 601キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|
| １室当りの料金（設備定員３人） | 円<br>125,720 | 円<br>127,810 | 円<br>129,900 | 円<br>132,000 |

c　特別急行列車36ぷらす３号の個室（２人用、４人用、６人用）並びに特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号の個室（６人用）

（１人当たりの料金とする）

| 営業キロ地　帯 | 150キロメートルまで | 200キロメートルまで | 201キロメートル以上 |
|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>4,500 | 円<br>5,500 | 円<br>6,500 |

(ホ)　特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A)（１人当りの料金とする。）

a　ロイヤルシングル

| | １人用個室 |
|---|---|
| 料　金 | 171,000円 |

b　ロイヤルツイン

| | ２人用個室 |
|---|---|
| 料　金 | 112,000円 |

c　ザ・スイート

| | ２人用個室 |
|---|---|
| 料　金 | 423,000円 |

d　aに規定する個室に対して 1 名を超えて利用する場合、その超える人員（最大１名）ごとに43,000円とする。

e　cに規定する個室に対して 2 名を超えて利用する場合、その超える人員（最大２名）ごとに106,000円とする。

(ﾍ)　特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号の個室に対して適用する特別車両料金(A)（１人当たりの料金とする。）

| 営業キロ地帯 | 100キロメートルまで | 200キロメートルまで | 400キロメートルまで | 600キロメートルまで | 800キロメートルまで | 801キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>4,360 | 円<br>5,860 | 円<br>7,240 | 円<br>8,450 | 円<br>9,660 | 円<br>10,850 |

(ﾄ)　特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

| | 設備定員８人 |
|---|---|
| １室当りの料金 | 33,600円 |

(ﾁ)　「赤い星」車両で運転する列車の個室に対して適用する特別車両料金（A)

a　b以外の個室

| 営業キロ地帯 | 150ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 200ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 250ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 300ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 301ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| １室当りの料金<br>(設備定員5人) | 円<br>70,000 | 円<br>75,000 | 円<br>80,000 | 円<br>85,000 | 円<br>90,000 |
| １室当りの料金<br>(設備定員6人) | 円<br>84,000 | 円<br>90,000 | 円<br>96,000 | 円<br>102,000 | 円<br>108,000 |

b　展望個室

| 営業キロ地帯 | 150ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 200ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 250ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 300ｷﾛﾒｰﾄﾙまで | 301ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| １室当りの料金<br>(設備定員2人) | 円<br>84,000 | 円<br>90,000 | 円<br>96,000 | 円<br>102,000 | 円<br>108,000 |

ハ　第58条第12項の規定により発売する区画に対して適用する１人当りの特別車両料金（A)

(ｲ) 北海道旅客鉄道会社線内を運転する「赤い星」車両に対して適用する特別車両料金(A)

前イの(ﾍ)のｄに定める額とする。

(ﾛ) 西日本旅客鉄道会社線内を運転する「はなあかり」車両に対して適用する特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金(A)

前イの(ｲ)に定める額とする。

b スーペリアグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

前イの(ﾘ)に定める額とする。

(ﾊ)　四国旅客鉄道会社線内を運転する「伊予灘ものがたり」車両及び「四国まんなか千年ものがたり」車両に対し

て適用する特別車両料金(A)

前イの(チ)のｂの(b)に定める額とする。

⑵　特別車両料金(B)

イ　ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

| 営業キロ地帯 | 50キロメートルまで | 100キロメートルまで | 150キロメートルまで | 151キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>1,010 | 円<br>1,260 | 円<br>1,810 | 円<br>1,990 |

ロ　九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

| 営業キロ地帯 | 50キロメートルまで | 51キロメートル以上 |
|---|---|---|
| 料金 | 円<br>780 | 円<br>1,000 |

ハ　東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、中央本線中東京・大月間、青梅線中立川・青梅間、東北本線中東京・黒磯間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間、成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B)（ただし、自由席特別車両券Bを発売する場合に限る。）

(ｲ)　(ﾛ)以外の特別車両料金(B)

| 営業キロ地帯 | 50キロメートルまで | 100キロメートル以上 | 101キロメートル以上 |
|---|---|---|---|
| 料金 | 円<br>1,010 | 円<br>1,260 | 円<br>1,810 |

(ﾛ)　東海道本線熱海・沼津間各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B)

750円とする。

ニ　「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

| 営業キロ地帯 | 150キロメートルまで | 151キロメートル以上 |
|---|---|---|
| 料金 | 円<br>2,000 | 円<br>3,000 |

ホ　北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金（B）

(ｲ)　（ﾛ）以外の特別車両料金（B）

前イに定める額とする。

(ﾛ)　「青い星」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金（B）

第１号イの（ﾍ）のｅに定める額とする。

ヘ　東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B) 。ただし、東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B)（自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。）を除く。

| 営業キロ地　帯 | 50キロメートルまで | 100キロメートルまで | 150キロメートルまで | 151キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>780 | 円<br>1,000 | 円<br>1,700 | 円<br>1,990 |

ト　西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B) 。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

(ｲ)　ロ以外の特別車両料金B

| 営業キロ地　帯 | 50キロメートルまで | 100キロメートルまで | 150キロメートルまで | 151キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>780 | 円<br>1,000 | 円<br>1,700 | 円<br>1,990 |

(ﾛ)　「ＳＬやまぐち号」車両又は「ＤＬやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

2,500円とする。

チ　四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B) 。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

| 営業キロ地　帯 | 50キロメートルまで | 100キロメートルまで | 150キロメートルまで | 151キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>780 | 円<br>1,000 | 円<br>1,700 | 円<br>1,990 |

リ　西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがつて乗車する場合の特別車両料金(B) 。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

| 営業キロ地　帯 | 50キロメートルまで | 100キロメートルまで | 150キロメートルまで | 151キロメートル以上 |
|---|---|---|---|---|
| 料　金 | 円<br>780 | 円<br>1,000 | 円<br>1,700 | 円<br>1,990 |

２　第58条第３項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラス使用区間が複数となるときであつて、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス（第１号ニ、第２号ニ、第３号ニ又は第４号ニに規定する場合にあつては、グランクラス(A)）の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。

⑴　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着となる場合

イ　グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のｂに定める料金とする。

ロ　グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のａに定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のｂに定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のａに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ハ　グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のａに定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のｃに定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のａに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ニ　グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

前ロの規定により計算した額とする。

⑵　東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互発着となる場合

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する、前項第１号イの(ﾊ)のａ、同(ﾊ)のｂ若しくはｃの表に定める料金又は次に定める料金とを合計した額とする。

イ　グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(ﾊ)のｂの表に定める料金

ロ　グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(ﾊ)のａの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ﾊ)のｂの表に定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ﾊ)のａの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ハ　グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(ﾊ)のａの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ﾊ)のｃの表に定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ﾊ)のａの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ニ　グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前ロの規定により計算した額

ホ　イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第１号イの(ﾊ)のａの表に定める料金を適用する場合の他方の乗車区間に対する額

前号の規定を適用して計算した額

⑶　北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合

イ　グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ﾍ)のｂに定める料金とする。

ロ　グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ﾍ)のａに定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ﾍ)のｂに定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ﾍ)のａに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ハ　グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第１号イの(ﾍ)のａに定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ﾍ)のｃに定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ﾍ)のａに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ニ　グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

前ロの規定により計算した額とする。

⑷　東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互発着となる場合

東京・新青森間の乗車区間に対する前項第１号イの(ﾛ)のａ、同(ﾊ)のｂ若しくはｃの表に定める料金及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する前項第１号イの(ｲ)、同(ﾄ)のｂ若しくはｃの表に定める料金又は次に定める料金を合計した額とする。

イ　グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(ﾊ)のｂ又は同(ﾄ)のｂの表に定める料金

ロ　グランクラスAとグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(ｲ)又は同(ﾛ)のａの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ﾊ)のｂ又は同(ﾄ)のｂの表に定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ｲ)又は同(ﾛ)のａの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ハ　グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第１号イの(ｲ)又は同(ﾛ)のａの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第１号イの(ﾊ)のｃ又は同(ﾄ)のｃの表に定める料金から同区間に対する前項第１号イの(ｲ)又は同(ﾛ)のａの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ニ　グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前ロの規定により計算した額

ホ　イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第１号イの(ｲ)又は同(ﾛ)のａの表に定める料金を適用する場合の他方の乗車区間に対する額

第１号又は前号の規定を適用して計算した額

３　第58条第５項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、急行列車の特別車両の乗車区間に対する特別車両料金(A)とする。

４　第58条第６項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　次号以外の場合

新幹線の区間の営業キロと新幹線以外の区間の営業キロを合算したものに対して第１項第１号に定める料金を適用した額とする。

⑵　グランクラスとグランクラス以外の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

新幹線の区間の営業キロと新幹線以外の区間の営業キロを合算したものに対して第２項の規定を準用して計算した額とする。

５　第58条第７項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　東京・博多間の新幹線停車駅相互間又は博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合

第１項第１号イの規定により計算した額とする。

⑵　東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合

第１項第１号イの規定により計算した、東京・博多間の乗車区間に対する特別車両料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する特別車両料金とを合計した額とする。

６　第58条第11項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、新幹線の特別急行列車の特別車両の乗車区間に対して第１項第1号イの(ﾛ)のａ、ｂ若しくはｃの表に定める料金又は第２項の規定により計算した料金と、新幹線以外の特別急行列車の特別車両の乗車区間に対して第１項第１号イの(ｲ)の表に定める料金とを合計した額とする。

第131条　削除

第132条　削除

（団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金）

第133条　団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額（貸切旅客の場合は、特別車両料金）とする。

２　前項の規定によるほか、臨時列車を利用する団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金の計算方は、別に定めることがある。

第134条　削除

第135条　削除

## 第９節　寝台料金

（寝台料金、設備名称及び設備定員）

第136条　寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　Ａ寝台料金（１人当りの料金とする。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １夜につき１個 | 個室 | ：（シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート） | 13,980 円 |
| | 特別個室（R） | ：（カシオペアデラックス） | 18,000 円 |
| | 特別個室（S） | ：（カシオペアスイート） | 26,710 円 |

⑵　Ｂ寝台料金（１人当りの料金とする。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １夜につき１個 | 個室 | ：（ソロ） | 6,600 円 |
| | 個室（SI 及び SRT） | ：（シングル、サンライズツイン） | 7,700 円 |
| | 個室（ST） | ：（シングルツイン） | 9,600 円 |

⑶　寝台個室の補助寝台料金（１人当りの料金とする。）

イ　第１号に規定する個室及び特別個室（R）の補助寝台料金

１夜につき１個　9,990円

ロ　第１号に規定する特別個室（S）の補助寝台料金

１夜につき１個　13,980円

ハ　第２号に規定する個室（ST）の補助寝台料金

１夜につき１個　5,500円

⑷　寝台個室に設備された補助寝台を使用する場合の寝台料金は、第１号及び第２号に定める寝台料金と前号に定める補助寝台料金を合計した額とする。

２　寝台個室の名称、設備定員については、次のとおりとする。ただし、カシオペアコンパートの発売方については、別に定めるところによる。

⑴　Ａ寝台個室

| | 設備定員 | 補助寝台使用時の設備定員 |
|---|---|---|
| シングルデラックス | 1 | 2 |
| カシオペアコンパート | 1 | 2 |
| カシオペアツイン | 2 | 3 |
| カシオペアデラックス | 2 | 3 |
| カシオペアスイート | 2 | 3 |

⑵　Ｂ寝台個室

| | 設備定員 | 補助寝台使用時の設備定員 |
|---|---|---|
| ソロ | 1 | ― |
| シングル | 1 | ― |

| | | |
|---|---|---|
| サンライズツイン | 2 | ― |
| シングルツイン | 1 | 2 |

第137条　削除

（団体旅客又は貸切旅客に対する寝台料金）

第138条　団体旅客又は貸切旅客に対する寝台料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

2　前項の規定により旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対する寝台料金を収受する場合、その旅客運賃収受人員と寝台車の寝台設備定員（寝台車室の合造車を全車使用するものにあつては、各車室の合計寝台設備定員。以下この項において同じ。）とに差異があるときは、次の各号によつて寝台料金を収受する。

⑴　旅客運賃収受人員が寝台設備定員に満たないときは、当該寝台車の寝台設備のうち、寝台料金の高額な寝台設備からこれに充当するものとして寝台料金を計算する。

⑵　旅客運賃収受人員が寝台設備定員を超えるときは、その超過人員に対する寝台料金は、当該寝台車の寝台設備のうち寝台料金の最も低額なものによつて計算する。

## 第10 節　コンパートメント料金

（コンパートメント料金）

第139条　　コンパートメント料金は、旅客１人につき530円とする。

## 第11 節　座席指定料金

（大人座席指定料金）

第139条の２　　大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　第２号から第６号まで以外の大人座席指定料金

530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の３第１項第１号に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。

⑵　北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ　ロ以外の大人座席指定料金

1,000円とする。

ロ　「ＳＬ冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

⑶　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ　ロ以外の大人座席指定料金

第１号に定める額とする。

ロ　「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B.B.BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃Shu＊ Kura」車両、「おいこっと」車両、「リゾートビューふるさと」車両、「ひなび」車両及び「SATONO」車両により運転する列車並びに客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

ハ　「びゅうコースター風っこ」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

530円とする。

⑷　西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ　ロ及びハ以外の大人座席指定料金

第１号に定める額とする。ただし、マリンライナー号に対して発売する大人座席指定料金を除く。

ロ　Ａシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

ハ　「ＳＬやまぐち号」車両又は「ＤＬやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

⑸　マリンライナー号に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

⑺　九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ　ロ以外の大人座席指定料金

第１号に定める額とする。

ロ　客車列車により運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

第139条の３　　削除

第139条の４　　削除

（団体旅客に対する座席指定料金）

第139条の５　　団体旅客に対する座席指定料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

## 第12 節　特殊料金

（鉄道駅バリアフリー料金）

第140条　次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

⑴　第78条第２項に定める電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間（同条第１項第１号から第10号まで及び同条第２項の区間にかかるものに限る。）

⑵　東海道本線（新幹線）中東京・品川間及び名古屋・岐阜羽島間、東海道本線中豊橋・大垣間、武豊線、中央本線中多治見・名古屋間並びに関西本線中名古屋・四日市間

２　前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　大人普通旅客運賃とあわせ収受する額

片道乗車あたり10円

⑵　定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

１箇月　　300円

３箇月　　900円

６箇月　1,800円

（乗車整理料金）

第140条の２　　当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。

２　前項の規定による乗車整理料金は、旅客１人につき330円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は320円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。

３　前項の規定にかかわらず、団体旅客に対する乗車整理料金は、１人につき100円とし、第111条第２項の規定による無賃扱人員については収受しない。この場合、乗車整理料金は、団体乗車券によつてあわせて収受することがある。

４　前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。

（食堂車の貸切料金）

第141条　　当社において運輸上支障がないと認めた場合は、団体旅客又は貸切旅客の申出により食堂車（ビュフェ式を含む。以下同じ。）を急行列車又は当社において特に認めた列車に連結し、次の各号の食堂車貸切料金を収受して貸切の取扱いをする。

⑴　全車のもの　　１両１キロメートルにつき　160円

⑵　半車のもの　　同　　70円

２　食堂車の貸切料金は、食堂車の連結区間について、当該団体旅客又は貸切旅客の旅客運賃計算に使用した営業キロによつて計算する。

３　食堂車の貸切料金の最低額は、50キロメートルに相当する額とする。

４　食堂車の貸切料金は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて、あわせ収受する。

（専用線料金）

第142条　　専用線（特定旅客の専用する側線をいう。以下同じ。）に旅客車専用扱の団体旅客の旅客車又は貸切車を連結し

た列車を運転する場合は、当該専用線の営業キロ（往復の場合は、打ち切つて各別とする。）に対する貸切旅客運賃に相当する額を専用線料金として収受する。この場合、専用線の営業キロが50キロメートル未満であつても貸切旅客運賃の最低額を適用しないで、実際の営業キロによる貸切旅客運賃に相当する額を専用線料金とする。

2　前項の規定による専用線料金は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて、あわせ収受する。

（車両の留置料金）

第143条　旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によつて、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が６時間を超えるとき又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに６時間を超えるときは、その超過時間について、次の各号の留置料金を収受する。

⑴　機関車　１両につき２時間までごとに 5,720円

⑵　客車・電車・気動車・荷物車及び食堂車　同 1,980円

2　前項の規定による車両の留置料金を団体乗車券又は貸切乗車券の発売駅において収受する場合は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて、あわせ収受する。

3　第１項の規定にかかわらず、機関車を留置して暖房を行う場合は、第144条の規定による機関車の暖房料金を収受する時間は、機関車の留置時間から差し引いて車両の留置料金を計算する。

（暖房料金）

第144条　当社において運輸上又は設備上支障がないと認めた場合は、旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によつて、その滞留中の車両に対して機関車・暖房車又は定置暖房設備により暖房を行う。この場合の暖房料金は、２時間までごとに、機関車による場合は、6,380円、暖房車又は定置暖房設備による場合は3,200円とする。

（旅客車専用扱又は貸切取消の場合の回送料）

第145条　旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対して使用する旅客車その他の車両を他駅から回送した後、申込者の都合によつてその申込を取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全営業キロについて、次の各号に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間の営業キロは、打ち切つて各別に計算する。

⑴　機関車　１両１キロメートルにつき 650円

⑵　客車・電車・気動車・荷物車及び食堂車　同 240円

2　前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあつてはこれを収受しない。

（暖房用機関車の回送料）

第 146 条　第 144 条の規定により機関車又は暖房車によつて暖房するため、機関車をもよりの機関区等から回送し、若しくはもより機関区等へ返送するとき又は暖房車けん 4 4 引用機関車を運転するときは、その回送区間・返送区間又は運転区間の全営業キロについて、１両１キロメートルにつき 650 円を収受する。この場合、回送区間・返送区間又は運転区間の営業キロは、打ち切つて計算する。